

(図イ 1-2 工事の手順フロー図へ)

図イ 2-a. 鉄扉新設の手順フロー図

(3) 品質保証計画

本申請の設備・機器の設計及び工事に係る品質保証活動は、事業許可における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、保安品質マニュアルとして定める「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査

検査の項目を「I-2 検査の項目及び方法」の表1-1(1/4)に、検査の方法を表1-3-2に示す。

## 4. 2. 設備・機器

### (1) 手順

今回申請の設備・機器については、保安規定に基づき以下に示す手順により工事及び検査を行う。また、変更しない設備・機器については、以下に示す手順により検査のみを行う。

なお、加工施設の維持管理に不可欠な設備・機器については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する設備・機器及び理由については5項参照。

また、建物工事と設備・機器の工事の関係を図イ 2-1 及び図イ 2-2 に示す。建物工事及び準備工事詳細については、先行した設工認申請(三原燃 第 18-1082 号、三原燃 第 18-1174 号)に示している。

工事対象の設備・機器から核燃料物質を移動して、核燃料物質の無い状態で工事する。

工事中は気体廃棄施設の運転を行い、負圧維持する。

核燃料物質の汚染の恐れのある設備・機器の取り外し、廃棄(解体撤去)に伴い、汚染が拡大する恐れがある場合は、予め設備・機器の除染を行う。ダクト、配管で接続されている機器からそれらを切り離す場合、残存させるダクト又は配管の開口部の閉止措置を行う。また局所排気系統のダクトを取り外す場合には、当該局所排気系統に接続する設備・機器は使用禁止とする。

本工事では、床を掘削する工事、建物に開口を設ける工事及び建物の遮蔽能力に影響する工事は実施しない。

配管、ケーブルが建物壁を貫通する場合には、貫通部には必要な養生を行う。

工事中、申請対象施設には核燃料物質が存在しないため安全機能を維持する必要がない。

取り外しする設備・機器のうち、第1種管理区域に設置された設備・機器で核燃料物質に汚染され、復旧時に再利用しない部材は、放射性固体廃棄物として、200ℓドラム缶に収納できる形に解体する。200ℓドラム缶に収納された放射性固体廃棄物は、廃棄物管理棟に搬送し、保管する。

#### a. 新設する設備・機器の工事手順

以下に示す手順により工事及び検査を行う(図イ2-3-1参照)。

- 1) アンカーボルト等の補強部材、機器、配管、弁等(本項では以下「部品」と記載)の機器の製作を実施する事業所は、当事業所指定の材料を材料証明書と共に入手する。
- 2) 当事業所より提出した製作図を基に部品の製作加工を実施する。
- 3) 製作された部品について当事業所にて受入検査を実施する。
- 4) 検査合格後、当事業所の工事実施場所に搬入する。
- 5) 部品(設備・機器等及び設備・機器間の配管)の取付け、施工工事及びI-2の検査を実施する。
- 6) 検査の合格をもって完了とする。

#### b. 改造を実施する設備・機器の工事手順

以下に示す手順により工事及び検査を行う(図イ2-4-1及び図イ2-4-2参照)。

- 1) 部品の製作を実施する事業所は、当事業所指定の材料を材料証明書と共に入手する。
- 2) 当事業所より提出した製作図を基に部品の製作加工を実施する。
- 3) 製作された部品について当事業所にて受入検査を実施する。
- 4) 検査合格後、当事業所の工事実施場所に搬入する。
- 5) 設備・機器の移設または必要に応じて取り外し設備の復旧後、部品(設備・機器等及び設備・機器間の配管)の取付け、施工工事及びI-2の検査を実施する。不要となった部品は撤去する。
- 6) 検査の合格をもって完了とする。

c. 変更しない設備・機器の工事手順

当該設備・機器については、変更がないため以下に示す手順により検査のみ行う（図イ2-5-1参照）。

- 1) 必要に応じて取り外し設備の復旧後、各設備・機器について I - 2 の検査を実施する。
- 2) 検査の合格をもって完了とする。

(2) 工事上の注意事項

a. 一般事項

- ・工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- ・作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- ・工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

b. 安全管理（防火、汚染防止を含む）

- ・改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局所排気設備を仮設する。
- ・火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物がないことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物が除去されていることを確認する。
- ・火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
- ・改造工事に伴い、周囲の設備・機器に影響がないように工事を行うとともに、汚染拡大が想定される場合には、グリーンハウスを仮設し、作業エリア、設備・機器の除染を行う。
- ・高所作業等、作業者、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じて、リスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。

c. 入退域・放射線管理

- ・管理区域内にて作業を実施する場合、作業者は、入退出時に予め定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。

d. その他

- ・使用する工具・機器は、使用前に点検する。

e. 緊急時の対応

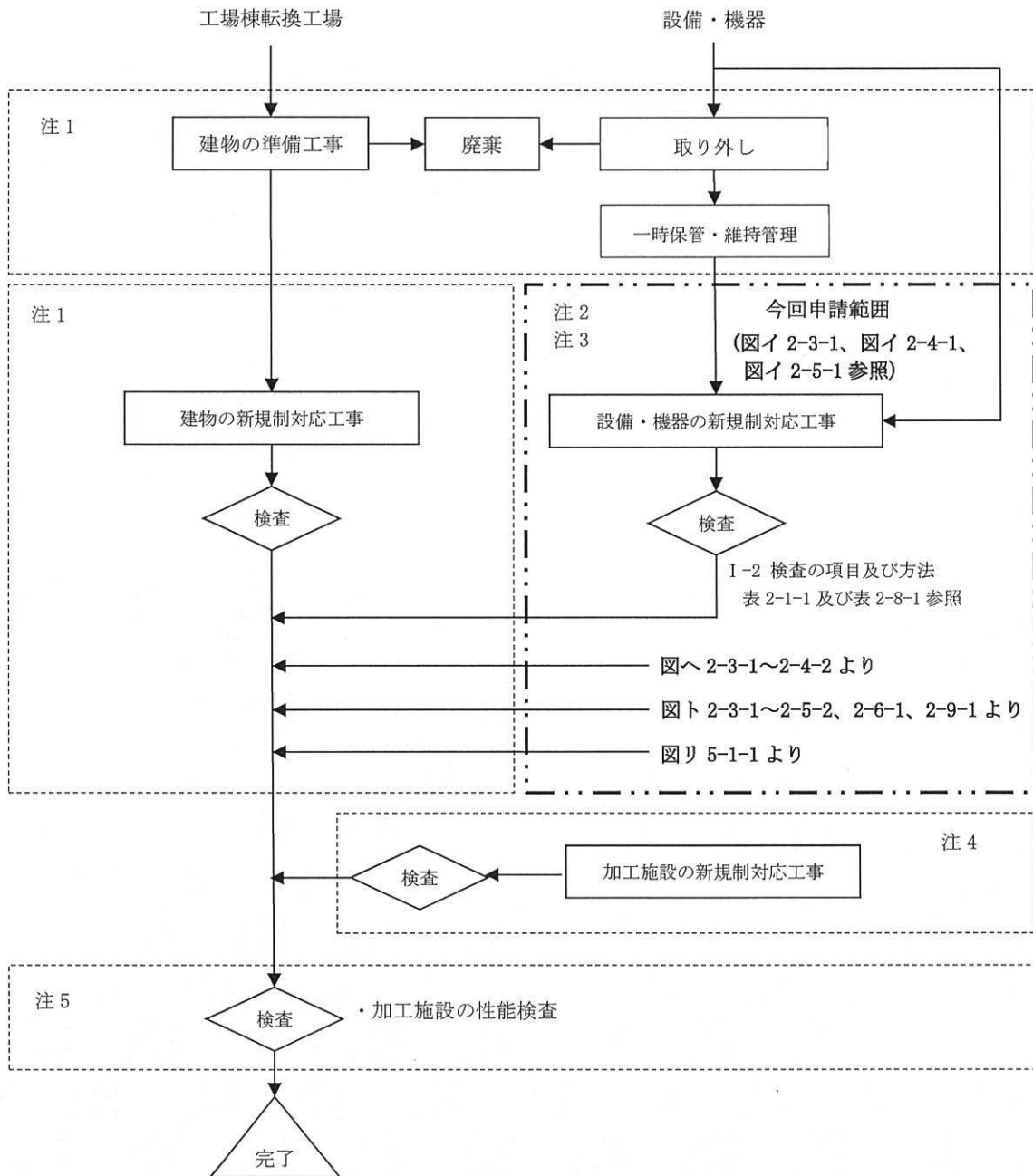
- ・現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、予め定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。
- ・緊急事態が発生した場合に備え、あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。

(3) 品質保証計画

本申請の設備・機器の設計及び工事に係る品質保証活動は、事業許可における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査

検査の項目を「I-2 検査の項目及び方法」の表2-1-1に、検査の方法を表2-8-1に示す。



注1：先行設工認申請済み。

注2：一部の設備・機器は、先行設工認申請済み。

注3：一部の設備・機器は、次回以降申請を行う。

注4：工場棟転換工場以外の建物・構築物及び設備・機器で安全機能を担保している条項に関する工事及び検査であり、先行設工認で申請済み、または次回以降申請を行う。

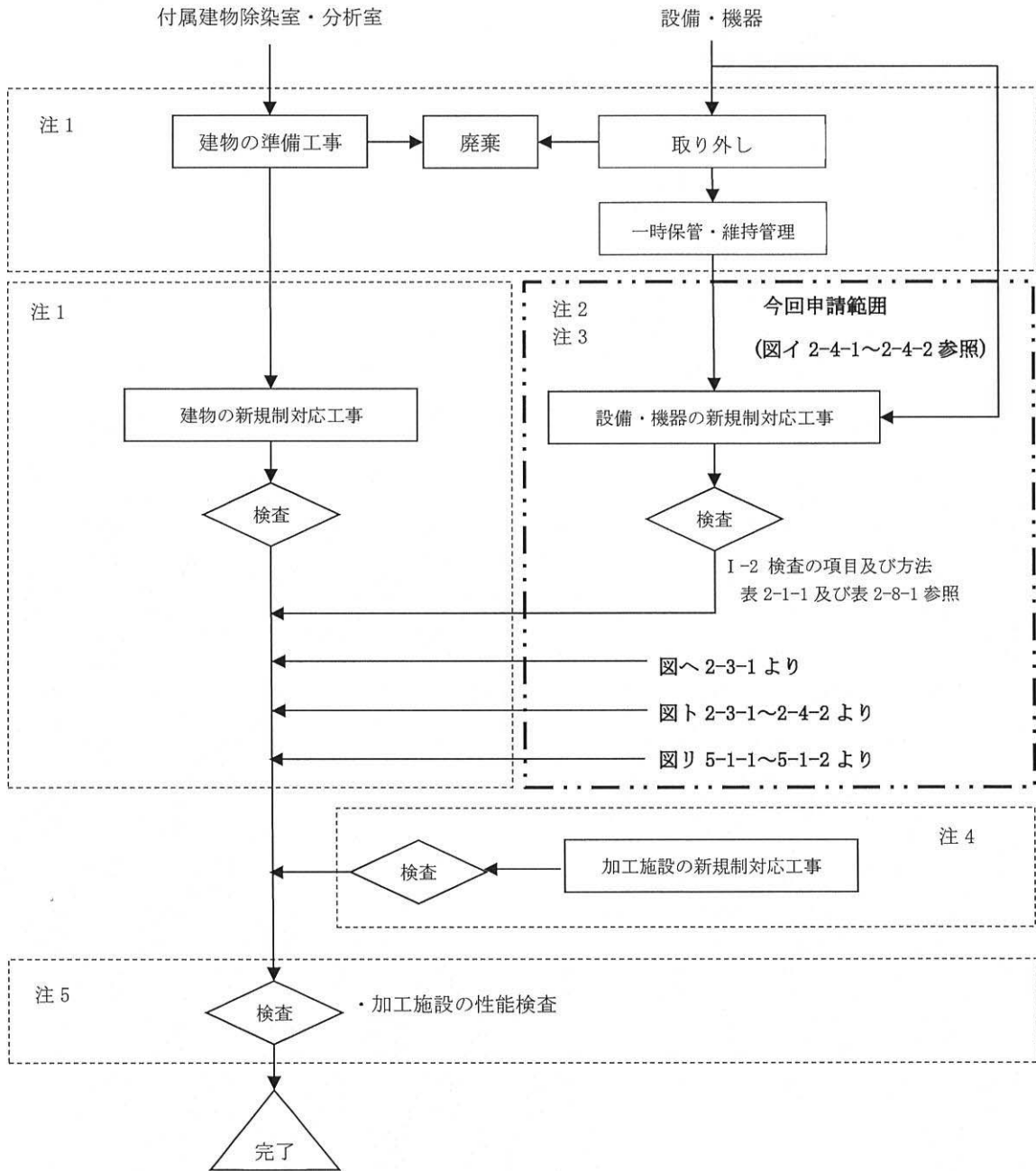
注5：加工施設の性能検査については、次回以降申請を行う。

(凡例)

□ : 工事

◇ : 検査

図イ2-1 建物工事と設備工事との関係図 (工場棟転換工場)



注1：先行設工認申請済み。

注2：一部の設備・機器は、先行設工認申請済み。

注3：一部の設備・機器は、次回以降申請を行う。

注4：付属建物除染室・分析室以外の建物・構築物及び設備・機器で安全機能を担保している条項に関する工事及び検査であり、先行設工認で申請済み、または次回以降申請を行う。

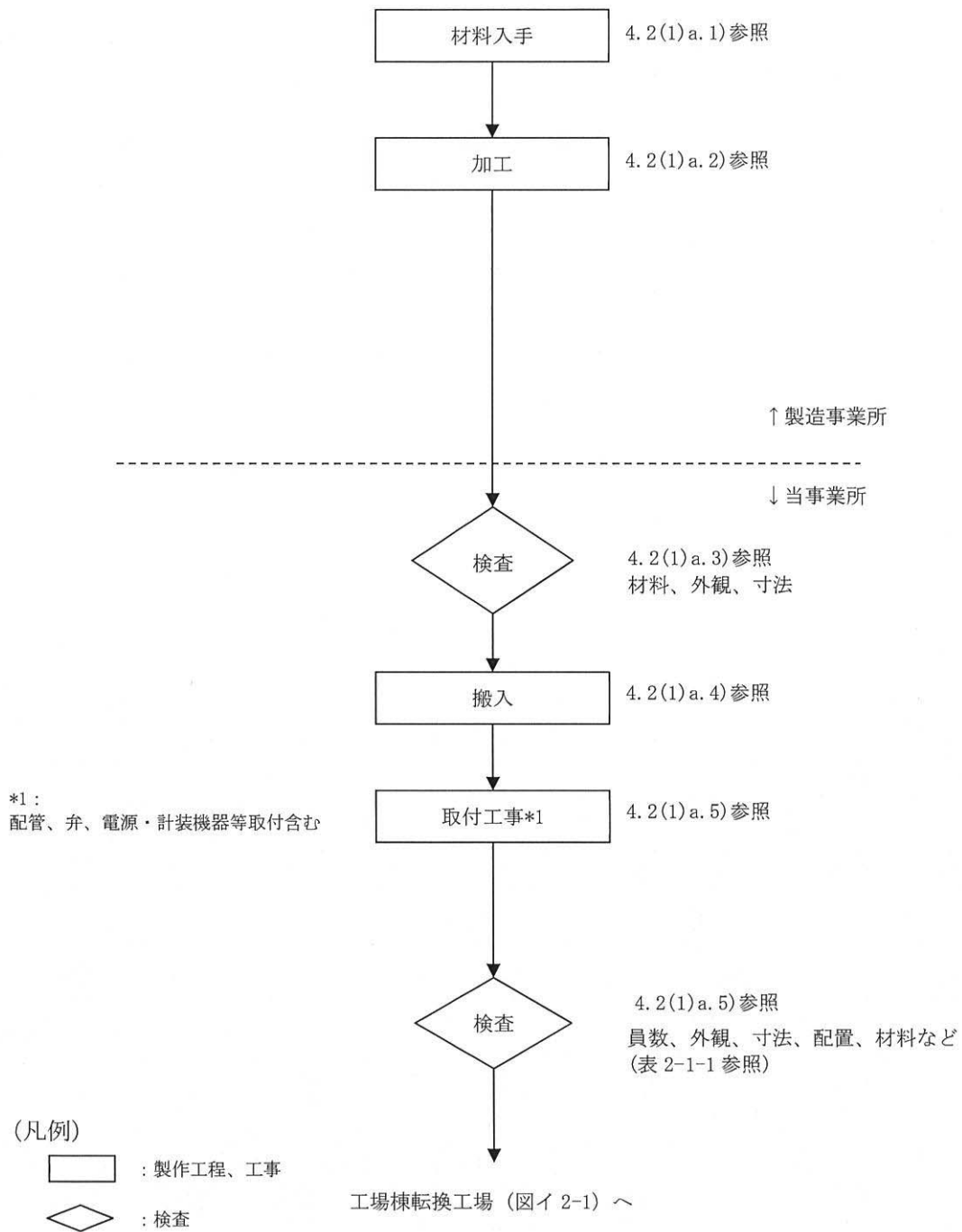
注5：加工施設の性能検査については、次回以降申請を行う。

(凡例)

□ : 工事

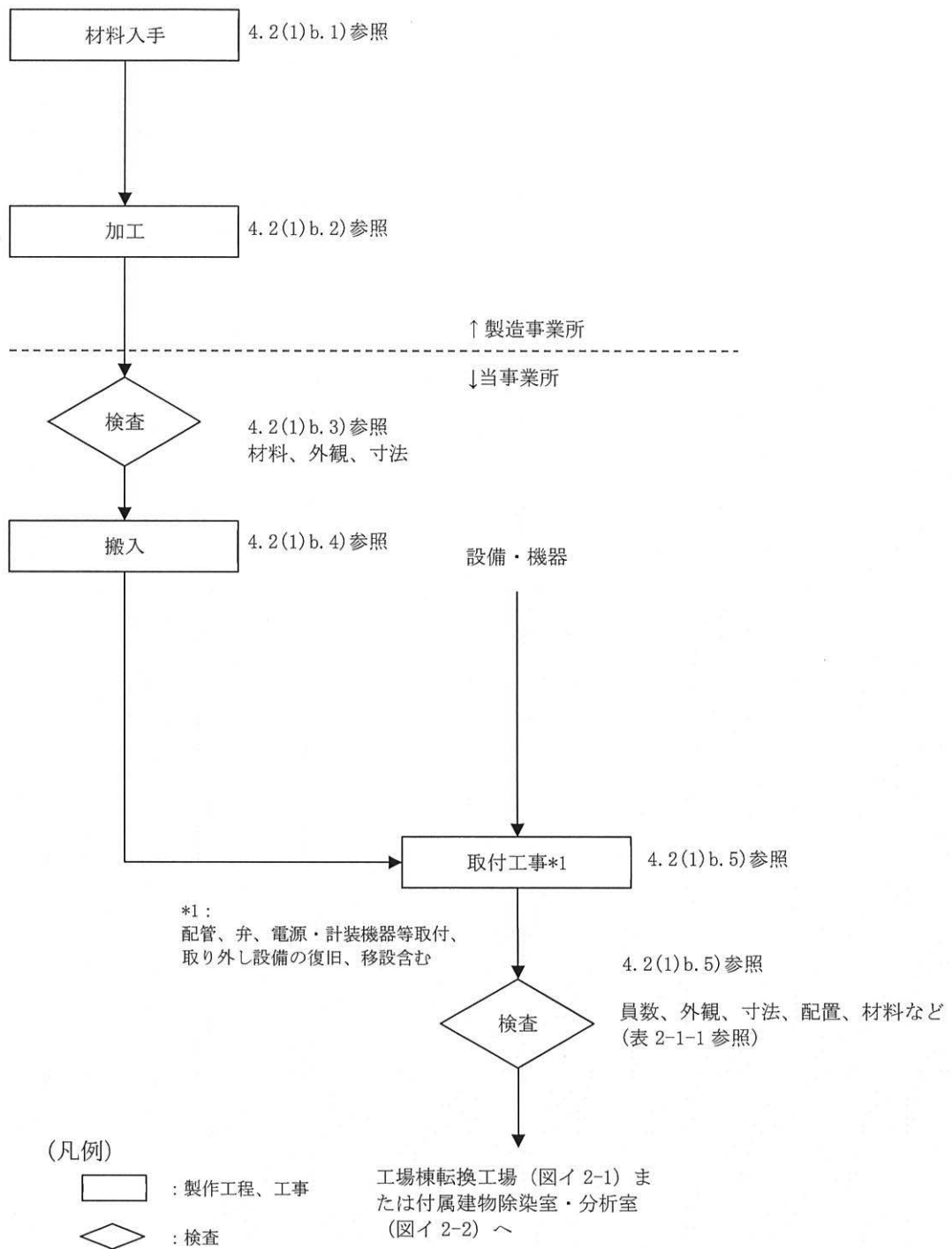
◇ : 検査

図イ2-2 建物工事と設備工事との関係図 (付属建物除染室・分析室)

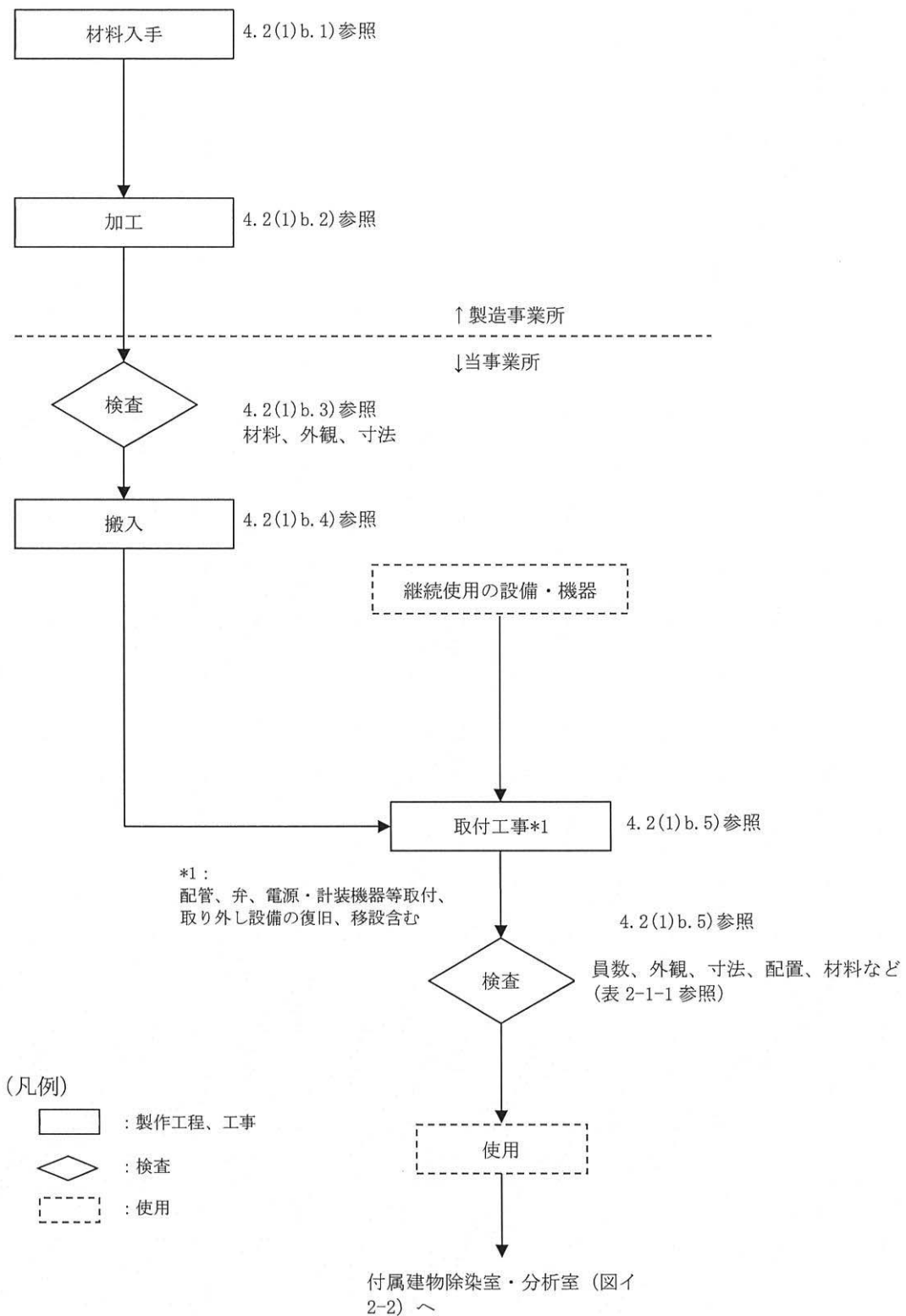


図イ 2-3-1 工事の手順フロー図 (新設する設備・機器)



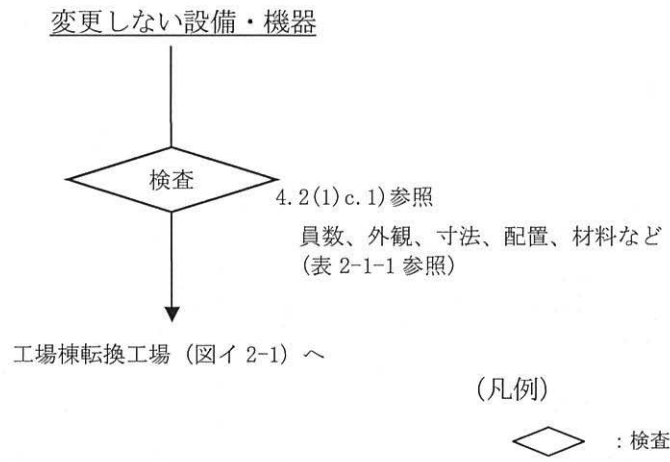


図イ 2-4-1 工事の手順フロー図 (改造する設備・機器)



図イ 2-4-2 工事の手順フロー図 (改造する継続使用の設備・機器)

当事業所



図イ 2-5-1 工事の手順フロー図 (変更しない設備・機器)

#### 4. 3. 準備工事（付属建物 シリンダ洗浄棟）

##### (1) 手順

今回申請の付属建物シリンダ洗浄棟での取り外しに係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図イ準-1参照）により行う。

工事対象の設備機器から核燃料物質を移動して、核燃料物質の無い状態で工事する。

取り外した設備・機器は、新規制対応工事において復旧する。復旧する際は新規制基準に適合させる。

工事にあたっては、取り外し工事を含め下記の措置を講じる。

- ・ 建物の遮蔽能力に影響する工事は実施しない。
- ・ 付属建物シリンダ洗浄棟の地下の洗浄残渣貯蔵棚に核燃料物質が保管されているが、工事エリアから離れているため、核燃料物質への影響はない。
- ・ 気体廃棄設備(5)及び気体廃棄設備(6)は複数の系統から構成されており、建物工事に干渉する一部の系統は工事の進捗に合わせて一時的に停止、取り外すが、工事に干渉しない系統は運転を継続することにより、第1種管理区域の負圧、閉じ込めを維持する。
- ・ 付属建物シリンダ洗浄棟にある気体廃棄設備(6)を停止させる必要がある場合は、隣接する付属建物第2廃棄物処理所の気体廃棄設備(6)及び付属建物第1廃棄物処理所の気体廃棄設備(5)を運転し、付属建物シリンダ洗浄棟との境界扉を開放することで、付属建物シリンダ洗浄棟の負圧維持、閉じ込めを維持する。また、閉じ込めの機能を維持できるように、建物への目張り及び停止する気体廃棄設備の接合部に閉止板又は閉止プラグによる閉止措置を講じる。局所排気系統のダクトを取り外す場合には、当該局所排気系統に接続する設備・機器は使用禁止とする。
- ・ 外壁を貫通する配管を撤去した後は、不燃性材料で閉止措置を行う。
- ・ 発生する粉塵は、局所排気装置、集塵機等を設置し、汚染の拡大を防止する。

工事手順を以下に示す。

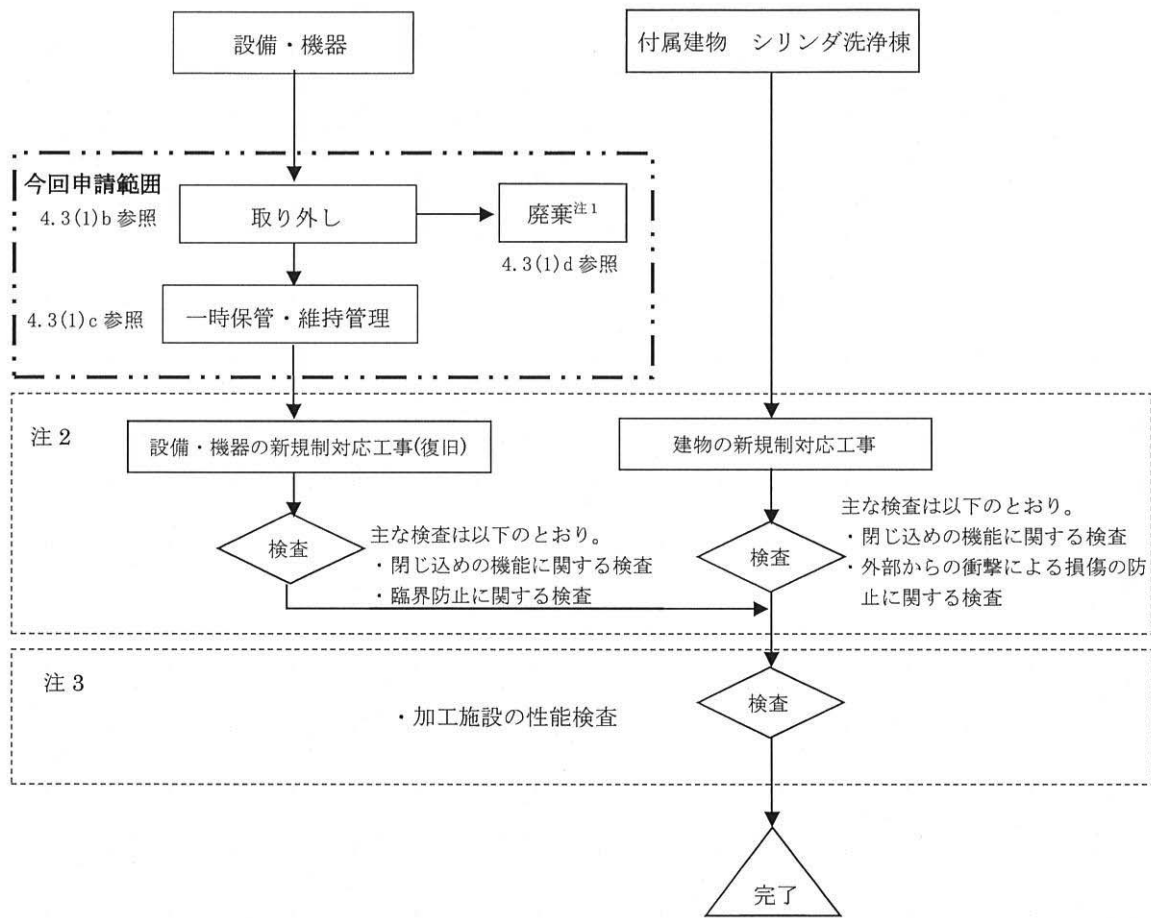
- a. 核燃料物質の汚染のおそれのある設備・機器の取り外し、廃棄（解体撤去）に伴い、汚染が拡大するおそれがある場合は、予め設備・機器の除染を行う。
- b. 取り外し対象の設備・機器は、固定しているボルト等を取り外し、設備・機器を取り外す。取り外した設備・機器は、閉じ込めの機能を維持できるように、設備・機器の接合部に閉止板又は閉止プラグによる閉止措置を講じる。また、対象設備・機器に接続されているダクト、配管についても、設備・機器を取り外した後、閉止板又は閉止プラグによる閉止措置を講じる。
- c. 取り外す設備・機器を一時保管するために、必要な面積を有する仮置き場所を確保する。取り外す設備・機器は、必要に応じて除染し、仮置き場所に一時保管する。
- d. 取り外しする設備・機器のうち、第1種管理区域に設置された設備・機器で核燃料物質に汚染され、復旧時に再利用しない部材は、放射性固体廃棄物として、2000ドラム缶に収納できる形に解体する。2000ドラム缶に収納された放射性固体廃棄物は、廃棄物管理棟に搬送し、保管する。

##### (2) 工事上の注意事項

###### a. 一般事項

- ・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- ・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。

- ・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。
- b. 安全管理（防火、汚染防止を含む）
- ・ 改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局所排気設備を仮設する。
  - ・ 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物が無いことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物が除去されていることを確認する。
  - ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
  - ・ 改造工事に伴い、周囲の設備・機器に影響がないように工事を行うとともに、汚染拡大が想定される場合には、グリーンハウスを仮設し、作業エリア、設備・機器の除染を行う。
  - ・ 高所作業等、作業者、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じて、リスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。
  - ・ 一時保管する取り外した設備・機器は、必要に応じ養生シートを用い、維持管理する。なお第1種管理区域で取り外した設備・機器は、第1種管理区域内の仮置き場所にて保管する。第2種管理区域及び非管理区域で取り外した設備・機器は、第1種管理区域以外の仮置き場所にて保管する。
- c. 入退域・放射線管理
- ・ 本工事は管理区域内にて実施するため、作業者は、入退出時に予め定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。
- d. その他
- ・ 使用する工具・機器は、使用前に点検する。
- e. 緊急時の対応
- ・ 現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、予め定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。
  - ・ 緊急事態が発生した場合に備え、予め工事中の安全避難通路を確保する。

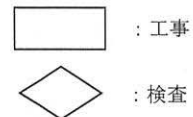


注1：第1種管理区域内設備・機器で不要となったものは放射性廃棄物として保管廃棄する。

注2：建物及び設備・機器で安全機能を担保している条項に関する工事及び検査であり、建物については今回申請するが、設備・機器は次回以降申請を行う。

注3：加工施設の性能検査については、次回以降申請を行う。

(凡例)



図イ準-1 工事の手順フロー図

(3) 品質保証計画

本申請の設備・機器の設計及び工事に係る品質保証活動は、事業許可における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、保安品質マニュアルとして定める「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査

今回は準備工事のため検査を行わず、新規制対応工事後に検査を行う。

## 5. 工事中の加工施設の継続使用の理由

付属建物シリンダ洗浄棟は、内部に設備・機器を設置しており、外部衝撃から設備・機器を防護する機能を有するとともに、管理区域の閉じ込め機能、遮蔽機能等を有していることなど、維持管理に必要不可欠であるため、経過措置期限後の新規制対応工事中も継続使用する。

粉末回収ボックスについては、加工施設の維持管理に不可欠な活動である IAEA 及び原子力規制庁による計量管理に係る査察で使用するため、経過措置期限後の新規制対応工事中も継続使用する。なお、粉末回収ボックスは工事を伴うため、工事を行うまでは既設の粉末回収ボックスを使用し、工事完了後は使用前事業者検査の合格をもって使用する。

付属建物シリンダ洗浄棟は、I-2 の検査で適合を確認した後、図イ 1-1 に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2 の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。

粉末回収ボックスは、I-2 の検査で適合を確認した後、図イ 2-1 に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2 の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。



表イ建-1-1 付属建物シリンダ洗浄棟 仕様表 (1/16)

<p>事業許可との対応</p>	<p>許可番号 (日付) 設備・機器名称</p>	<p>原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)</p> <p>{873} 建物 付属建物 シリンダ洗浄棟 {874} 堰 (内部溢水止水用) {890, 891} 非常用設備 非常用通報設備 非常ベル設備 {890, 892} 非常用設備 非常用通報設備 放送設備 {890, 893} 非常用設備 非常用通報設備 通信連絡設備 {894, 895} 非常用設備 消火設備 屋外消火栓 {894, 898} 非常用設備 消火設備 消火器 {899, 900} 非常用設備 自動火災報知設備 火災感知設備 {899, 901} 非常用設備 自動火災報知設備 警報設備 {902, 903} 非常用設備 緊急対策設備 非常灯 {902, 904} 非常用設備 緊急対策設備 誘導灯 {902, 905} 非常用設備 緊急対策設備 安全避難通路</p>
<p>設置場所</p>	<p>敷地内建物配置図 (図イ建-1-1) 参照</p>	
<p>機器名</p>	<p>付属建物シリンダ洗浄棟 堰 (内部溢水止水用) 非常用通報設備 非常ベル設備 非常用通報設備 放送設備 非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備) 消火設備 屋外消火栓 消火設備 消火器 自動火災報知設備 火災感知設備 自動火災報知設備 警報設備 緊急対策設備 非常用照明 緊急対策設備 誘導灯 緊急対策設備 安全避難通路</p>	
<p>変更内容</p>	<p>改造 1. 建物の改造工事 1-1. 耐竜巻性能向上のために以下の補強を行う ・外壁更新 シリンダ洗浄棟前室の外壁を撤去し、新たにサイディングに更新する ・鉄扉新設 シリンダ洗浄棟本体の既存シャッタを撤去し、鉄扉(SD-39)を新設する ・鉄扉及びシャッタ補強 シリンダ洗浄棟本体及び前室の既存鉄扉(前室: SD-81、本体 1 階: SD-40、SD-79 及び本体 2 階: SD-147)及び既存シャッタ(前室: SS-80)を鉄扉補強材及びシャッタ補強材により補強する</p>	

表イ建-1-1 付属建物シリンダ洗浄棟 仕様表 (2/16)

変更内容	<p>改造</p> <p>2. 非常用設備の変更</p> <p>2-1. 非常用設備の新設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(固定式)の新設 シリンダ洗浄棟本体の床に固定式堰の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る</li> <li>・緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(脱着式)の新設 シリンダ洗浄棟本体の床に脱着式堰の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る</li> </ul> <p>2-2. 非常用設備の増設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急対策設備(1)安全避難通路の増設 シリンダ洗浄棟本体及び前室の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る</li> </ul> <p>2-3. 非常用設備の復旧及び増設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の復旧及び増設 仮移設した電話設備の復旧及び増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る</li> </ul> <p>2-4. 非常用設備の復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急対策設備(1)非常用照明の復旧 仮移設した非常用照明の復旧により、事故発生時における照明の確保を図る</li> <li>・緊急対策設備(1)誘導灯の復旧 仮移設した誘導灯の復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る</li> <li>・非常用通報設備(非常ベル設備)の復旧 仮移設した非常ベル設備の復旧により、事故発生時における周辺への周知及び管理区域外への連絡を図る</li> <li>・非常用通報設備(放送設備)の復旧 仮移設した放送設備の復旧により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る</li> <li>・自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧 仮移設した自動火災報知設備の復旧により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る</li> <li>・消火設備(消火器)の復旧 仮移設した消火器の復旧により、初期消火における設備の確保を図る</li> </ul>												
員数	1式												
一般仕様	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="279 1332 619 1467">型式</td> <td data-bbox="619 1332 1390 1467"> <p>本体 : 鉄骨鉄筋コンクリート造、一部地下1階、一部地上2階建</p> <p>前室 : 鉄骨造</p> <p>屋根 : (本体) 鉄筋コンクリート造、(前室) 軽量気泡コンクリート(ALC)</p> <p>基礎 : (本体) 杭基礎(地下1階がない部分)、直接基礎(地下1階)</p> <p>(前室) 杭基礎</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="279 1467 619 1496">主要な構造材</td> <td data-bbox="619 1467 1390 1496">表イ建-2-1に示す</td> </tr> <tr> <td data-bbox="279 1496 619 1585">寸法(単位:m)</td> <td data-bbox="619 1496 1390 1585"> <p>(本体) 約 <input type="text"/></p> <p>(前室) 約 <input type="text"/></p> <p>延べ床面積: 約 720m<sup>2</sup></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="279 1585 619 1615">その他の構成機器</td> <td data-bbox="619 1585 1390 1615">-</td> </tr> <tr> <td data-bbox="279 1615 619 1644">その他の性能</td> <td data-bbox="619 1615 1390 1644">-</td> </tr> <tr> <td data-bbox="279 1644 619 1675">取扱う核燃料物質の状態</td> <td data-bbox="619 1644 1390 1675">-</td> </tr> </table>	型式	<p>本体 : 鉄骨鉄筋コンクリート造、一部地下1階、一部地上2階建</p> <p>前室 : 鉄骨造</p> <p>屋根 : (本体) 鉄筋コンクリート造、(前室) 軽量気泡コンクリート(ALC)</p> <p>基礎 : (本体) 杭基礎(地下1階がない部分)、直接基礎(地下1階)</p> <p>(前室) 杭基礎</p>	主要な構造材	表イ建-2-1に示す	寸法(単位:m)	<p>(本体) 約 <input type="text"/></p> <p>(前室) 約 <input type="text"/></p> <p>延べ床面積: 約 720m<sup>2</sup></p>	その他の構成機器	-	その他の性能	-	取扱う核燃料物質の状態	-
型式	<p>本体 : 鉄骨鉄筋コンクリート造、一部地下1階、一部地上2階建</p> <p>前室 : 鉄骨造</p> <p>屋根 : (本体) 鉄筋コンクリート造、(前室) 軽量気泡コンクリート(ALC)</p> <p>基礎 : (本体) 杭基礎(地下1階がない部分)、直接基礎(地下1階)</p> <p>(前室) 杭基礎</p>												
主要な構造材	表イ建-2-1に示す												
寸法(単位:m)	<p>(本体) 約 <input type="text"/></p> <p>(前室) 約 <input type="text"/></p> <p>延べ床面積: 約 720m<sup>2</sup></p>												
その他の構成機器	-												
その他の性能	-												
取扱う核燃料物質の状態	-												

表イ建-1-1 附属建物シリンダ洗浄棟 仕様表 (3/16)

技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	<p>[4.2-建 1]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業許可に記載のとおり、臨界隔離壁、又は関係するユニットを必要離隔距離以上離すことにより、領域同士の相互干渉作用がないようにする。 各領域の配置については、図臨配-1 参照。</li>   <li>・ シリンダ洗浄棟領域のユニットは、以下の領域のユニットと必要離隔距離以上離す。なお、第3核燃料倉庫(1)領域及び第3核燃料倉庫(2)領域については、次回以降申請する。                         <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 工場棟領域</li> <li>□ 第2核燃料倉庫領域</li> <li>□ 原料貯蔵所領域</li> <li>□ 第3核燃料倉庫(1)領域</li> <li>□ 第3核燃料倉庫(2)領域</li> <li>□ 加工棟領域</li> </ul> </li> </ul> <p>[4.2-建 2] シリンダ洗浄棟のユニットである洗浄残渣貯蔵棚を貯蔵室(3)の壁及び天井により他のユニットと隔離する。</p>
---------------	------------	--

表イ建-1-1 付属建物シリング洗浄棟 仕様表 (4/16)

<p>技術基準に基づく設計(注)</p>	<p>安全機能を有する施設の地盤</p>	<p>[5.1-建 1]                  安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ シリング洗浄棟本体（地下1階がない部分）及び前室                     <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持</li> <li>□ 支持地盤 N値30以上の砂礫層</li> <li>□ 杭材料 遠心力プレストレストコンクリート杭</li> <li>□ 杭位置 杭先端深度：設計GLから-8.2m 配置：図イ建-2-8参照</li> <li>□ 杭構造・寸法 表イ建-2-1参照</li> </ul> </li> <li>・ シリング洗浄棟本体（地下1階）                     <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持</li> <li>□ 支持地盤 支持性能：長期許容応力度 300kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度 600kN/m<sup>2</sup>以上 地盤種類：砂礫層</li> </ul> </li> <li>・ シリング洗浄棟本体及び前室の1階床土間コンクリート                     <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持</li> <li>□ 支持地盤 支持性能：長期許容応力度 50kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度 100kN/m<sup>2</sup>以上 地盤種類：地表近くのローム層</li> </ul> </li> </ul> <p>[5.1-建 2]                  シリング洗浄棟及び消火設備（屋外消火栓）{894, 895}は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設 1]                  シリング洗浄棟は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、シリング洗浄棟内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>
----------------------	----------------------	---

表イ建-1-1 付属建物シリンダ洗浄棟 仕様表 (5/16)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	<p>[6.1-建 1]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐震重要度分類第 1 類                         <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ シリンダ洗浄棟</li> <li>◦ 緊急対策設備 (3) (堰 (内部溢水止水用)) {874}</li> </ul> </li> <li>・ 耐震重要度分類第 3 類                         <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 非常用通報設備 (非常ベル設備 {890, 891}、放送設備 {890, 892})</li> <li>◦ 消火設備 (屋外消火栓)</li> <li>◦ 自動火災報知設備 (火災感知設備及びそれに連動する警報設備) {899, 900, 901}</li> <li>◦ 緊急対策設備 (1) (非常用照明 {902, 903}、誘導灯 {902, 904})</li> </ul> </li> </ul> <p>[6.1-建 2]</p> <p>耐震重要度分類第 1 類であるシリンダ洗浄棟及び緊急対策設備 (3) (堰 (内部溢水止水用)) は、耐震重要度分類第 2 類及び第 3 類の設備・機器の破損による波及的影響により破損しない構造とする。</p> <p>[6.1-建 8]</p> <p>シリンダ洗浄棟に設置されている耐震重要度分類第 3 類の各設備 (上記 [6.1-建 1] 参照。ただし、消火設備 (屋外消火栓) を除く) を建物に固定しているボルト又は溶接は、耐震重要度分類第 1 類、又は第 2 類の地震力で損傷するが、シリンダ洗浄棟の安全機能に波及的影響を及ぼすことはないため、耐震重要度分類第 3 類の各設備 (消火設備 (屋外消火栓) を除く) を上位のシリンダ洗浄棟と同じ耐震重要度分類第 1 類で設計する必要はない。屋外消火栓は、十分な支持性能を有する基礎コンクリートに固定した下部構成部にボルトで固定する。</p> <p>[6.1-建 3]</p> <p>建物・構築物の耐震重要度分類は、収納する設備・機器の重要度分類と同じか、それより上位の分類とするため、シリンダ洗浄棟の耐震重要度分類は第 1 類とする。</p> <p>[6.1-建 4]</p> <p>構造的に独立した建物を接続する部分は、地震時の変位量を考慮した間隔を設け地震時に生じる変位を吸収する構造とし、エキスパンションジョイントで接続する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ エクスパンションジョイントの位置 図イ建-1-5、図イ建-2-2、2-3、2-5 参照</li> <li>・ エクスパンションジョイントの構造・寸法・材料 図イ建-1-5 参照</li> </ul> <p>[6.1-建 5]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 位置、構造、寸法、材料：表イ建-2-1、図イ建-2-1~2-12 参照</li> <li>・ 一次設計                         <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 建築基準法施行令第八十八条に規定される係数と耐震重要度分類第 1 類の割増し係数 (1.5) を乗じて算出した地震力 (0.3G) を与えた場合の構造体を構成する各部の応力が基準等に定められた許容応力以下となる構造とする。</li> </ul> </li> <li>・ 二次設計                         <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 建築基準法施行令第八十二条の三に規定される係数と耐震重要度分類第 1 類の割り増し係数 (1.5) を乗じて算出した地震力 (1.5G) から求められる必要保有水平耐力を、建物全体の保有水平耐力が上回る構造とする。</li> </ul> </li> </ul>
---------------	------------	--

表イ建-1-1 付属建物シリンダ洗浄棟 仕様表 (6/16)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	<p>[6.1-建 6] 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))は、耐震重要度分類第1類の地震力による損傷を防止できる構造とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))                         <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 位置：図リ非-6-2 参照</li> <li>□ 寸法、構造、材料：表イ建-2-1 参照</li> </ul> </li> </ul> <p>[6.1-建 7] 非常用設備(非常用通報設備(非常ベル設備、放送設備)、消火設備(屋外消火栓)、自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)、緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯))は、耐震重要度分類第3類の地震力による損傷を防止できる構造とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非常用通報設備(非常ベル設備、放送設備)                         <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 位置：図リ非-2-1~2-3 参照</li> </ul> </li> <li>・ 消火設備(屋外消火栓)                         <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 位置：図リ非-4-1 参照</li> </ul> </li> <li>・ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)                         <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 位置：図リ非-3-1~3-3 参照</li> </ul> </li> <li>・ 緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯)                         <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 位置：図リ非-1-1~1-3 参照</li> </ul> </li> </ul>
	津波による損傷の防止	<p>[7.1-建 1] 事業許可に記載のとおり、基準津波の最大遡上高さ 12.3m と比べて十分高い海拔約 30m~32m の高台に立地している。</p>
	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>[8.1-建 1] (竜巻)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 位置、構造、寸法、材料：表イ建-2-1、図イ建-2-1~2-12 参照                         <ul style="list-style-type: none"> <li>□ F1 竜巻(最大風速 49m/s)の風圧力及び気圧差により建物に作用する水平方向の竜巻荷重に対し、シリンダ洗浄棟本体及び前室の保有水平耐力が上回る構造とする。</li> <li>□ シリンダ洗浄棟本体及び前室の各部に対して、短期許容荷重が、上記 F1 竜巻の風圧力及び気圧差により作用する竜巻荷重を上回る構造とする。</li> <li>□ F1 竜巻襲来時には、敷地内外からの飛来物はない。</li> </ul> </li> </ul> <p>[8.1-建 2] (洪水) 事業許可に記載のとおり、北方約 2.5km 離れた低地を流れる久慈川の氾濫の影響のおそれのない海拔約 30m~32m の高台に立地している。</p>

表イ建-1-1 付属建物シリンダ洗浄棟 仕様表 (7/16)

技術基準に基づく設計(注)	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>[8.1-建 3] (凍結) 屋外消火栓からの消火に用いる水の凍結を「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成 28 年度版」を基に以下のとおり防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気温条件 茨城県水戸気象台において過去に観測した最低気温-12.7℃</li> <li>・ 対象設備                         <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 不凍式の屋外消火栓</li> </ul> </li> <li>・ 設置状況 当社の立地している東海村は寒冷地ではなく凍結深度が定められていないため、「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成 28 年度版」に基づき、地表から管の上端までの深さが 300mm 以上となるように埋設する。</li> </ul> <p>[8.1-建 4] (降水) 降水時に建物内に雨水の流入を防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 降水量条件 茨城県水戸気象台において観測した 1 時間あたりの最大降水量 81.7mm/h を超える降水 (150mm/h)</li> <li>・ 対象設備・構造                         <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 屋根及び雨樋に勾配を設け雨水の流入を防止 (図イ建-2-4、2-5 参照)</li> <li>◦ 鉄扉及びシャッターの外側に勾配を設け雨水の流入を防止</li> <li>◦ 屋根に防水層を施工し雨漏りを防止</li> </ul> </li> </ul> <p>[8.1-建 5] (積雪) 茨城県建築基準法等施行細則第 16 条の 4 に基づき、建物全体が積雪 30cm の短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回ること、また、屋根は約 60cm 相当の積雪に耐える実力を有することを確認した。</p> <p>[8.1-建 10] (落雷) 加工施設の高さは図イ建-2-5 に示すように最大で約 11.3m であり、建築基準法第三十三条にある高さ 20m 以上に該当せず、また危険物の規制に関する政令第十条や消防法第十条に定める指定数量以上の危険物の貯蔵及び取扱いの施設に該当しないため避雷設備の設置は不要である。</p> <p>[8.1-建 6] (地滑り) 事業許可に記載のとおり、東海村洪水・土砂災害ハザードマップに基づく土砂災害の発生のない場所に立地している。</p> <p>[8.1-建 7] (火山の影響) 表イ建-2-1 に示すシリンダ洗浄棟本体の鉄筋コンクリート屋根は、降下火砕物(湿潤密度 1.2g/cm<sup>3</sup>)で約 28cm (約 168cm の積雪に相当) の短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回る構造としている。シリンダ洗浄棟前室の ALC 屋根は、降下火砕物(湿潤密度 1.2g/cm<sup>3</sup>)で約 10cm(約 60cm の積雪に相当)の短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回る構造としている。また、降下火砕物を除去する際は、屋外のタラップ又は梯子を使用し、屋上に登り作業する。(図イ建-2-5 参照)</p> <p>[8.1-建 8] (生物学的事象) 外部から工水を供給する配管にストレーナ(60 メッシュ)を設置、また外気は第 2 廃棄物処理所から供給され、第 2 廃棄物処理所の外気取入用ファンの前にフィルタ(粉塵除去用)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象部位の位置 ストレーナ：図イ建-1-1 参照 フィルタ：図ト系 6-5 参照</li> </ul>
---------------	-----------------	--

表イ建-1-1 付属建物シリンダ洗浄棟 仕様表 (8/16)

<p>技術基準に基づく設計(注)</p>	<p>外部からの衝撃による損傷の防止</p>	<p>[8.1-建 9] (森林火災) 事業許可に記載のとおり、加工施設から最も近い雑木林まで約 400m 以上の離隔距離があり森林火災の影響のおそれのない場所に立地している。</p> <p>[8.2-建 2] (外部火災・爆発、有毒ガス) 原子力発電所の外部火災影響評価ガイドに基づいて、敷地内外の火災・爆発に対し、建物外壁から火災・爆発源までの離隔距離を危険距離及び危険限界距離を上回るようにするか、火災・爆発源と外壁の間に影響を遮る障壁を置くようにする。 なお、シリンダ洗浄棟は主に廃棄物を取り扱う建物でありリスクが小さいことから、LP ガスローリの爆発評価は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づいて保安距離<sup>※</sup>を適用し、また、水素トレーラの爆発評価は、一般高压ガス保安規則に基づいて、第一種設備距離を適用した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火災影響評価対象：図イ建-2-1～2-3 参照</li> <li>・ 各評価対象の離隔距離：図イ建-1-10(1/10)、(2/10)、(4/10)～(10/10)参照</li> </ul> <p>なお、水素を貯蔵する高压ガス貯蔵所は、万一の爆発に対する追加の安全対策として障壁(914)(鉄筋コンクリート製)で貯蔵所の周囲を囲み、爆風を上方向、及び加工施設に影響を及ぼすおそれのない横方向に解放する設計とする。 また、当社の周辺に有毒ガスを扱う施設はない。</p> <p>※「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則」の第 72 条第 2 号ロに定める第一種保安物件に対する距離。</p> <p>[8.2-建 3] (ダムの崩壊) 事業許可に記載のとおり、加工施設の北方約 2.5km 離れた低地を流れる久慈川上流の竜神ダムの崩壊による浸水のおそれのない海拔約 30m～32m の高台に立地している。</p> <p>[8.2-建 4] (船舶の衝突) 事業許可に記載のとおり、船舶衝突のおそれのない海岸から約 6km 離れた場所に立地している。</p>
	<p>人の不法な侵入等の防止</p>	<p>[9.1-建 1] 以下の方策により、人の不法な侵入を防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 立入制限区域を設け、所定の出入口以外からの人の立入りを禁止する。</li> <li>・ シリンダ洗浄棟は、表イ建-2-1 に示す主要な構造材、鉄扉及びシャッター(図イ建-1-6、図イ建-2-2～2-3、2-5 参照)等の堅牢な障壁を有する。</li> <li>・ 管理区域の出入口に出入管理装置を設け、人の出入りを常時監視する。</li> <li>・ 核燃料物質等の移動には、各部門長の承認を得て行うことにより、不法な移動を防止する。</li> <li>・ シリンダ洗浄棟は、当社の敷地内に設置されており、敷地内に入構する際には、爆発性又は易燃性を有する物件などが不正に持ち込まれないことを確認する。</li> </ul> <p>[9.1-建 2] 当社内の情報システムに対しては、電気通信回線を通じた外部からの不正アクセスを遮断する。</p>



表イ建-1-1 付属建物シリンダ洗浄棟 仕様表 (9/16)

技術基準に基づく設計(注)	閉じ込めの機能	<p>[10.1-建 1]                  汚染の発生するおそれのない区域(第2種管理区域)と、汚染の発生するおそれのある区域(第1種管理区域)を設定する。なお、シリンダ洗浄棟本体は第1種管理区域、第1種管理区域と屋外との境界にあたるシリンダ洗浄棟の前室は、非管理区域から第2種管理区域に設定する。(図イ建-1-4参照)</p> <p>[10.1-建 2]                  第1種管理区域は無窓構造とし、気体廃棄設備(6){693~697, 699, 701~706}により、室内の圧力を外気に対して負圧に維持する。                  ・ 負圧: 5Pa 以上</p> <p>[10.1-建 6]                  シリンダ洗浄棟内部の第1種管理区域の床、及び人が触れるおそれがある壁表面については、ウランが浸透しにくく、汚れが付きにくく除染が容易で、腐食しにくい樹脂系塗料(建築基準法施行令第一条第六号に基づき国土交通大臣の認定を受けた難燃材料)で仕上げる。</p> <p>[10.1-建 4]                  第1種管理区域の床面の下には、周辺監視区域外へ管理されない排水を排出する排水路はない。</p> <p>[10.1-建 5]                  第1種管理区域から第2種管理区域への溢水の漏えいを防止するため、シリンダ洗浄棟の1階には高さ150mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する。(図リ非-6-2参照)                  なお、漏水検知警報設備(875)は次回以降申請する。</p>
	火災等による損傷の防止	<p>[11.1-建 1]                  消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備を設置する。                  ・ 設置設備の種類と員数                  □ 感知器(煙): 9個(地下1階: 3個、1階: 1個、2階: 5個)                  □ 感知器(熱): 12個(1階: 4個、2階: 8個)                  □ 警報設備(ベル): 3個(地下1階: 1個、1階: 1個、2階: 1個)                  ・ 設置設備の配置                  図リ非-3-1~3-3参照</p> <p>[11.1-建 2]                  消防法施行規則第二十四条に基づき、手動で火災信号を発信する設備(899, 901)を設置する。                  ・ 設置設備の種類と員数                  □ 発信機(P型): 3個(地下1階: 1個、1階: 1個、2階: 1個)                  ・ 設置設備の配置                  図リ非-3-1~3-3参照</p> <p>[11.1-建 3]                  消防法第十七条第1項に基づき、消火器(894, 898)を設置する。                  ・ 設置設備の種類と員数                  □ 粉末消火器10型: 13本(地下1階: 1本、1階: 10本、2階: 2本)                  ・ 設置設備の配置                  消防法施行規則第六条第6項に基づき、消火器に至る歩行距離が20m以下となる位置に設置する。                  図リ非-4-5~4-7参照</p>

表イ建-1-1 付属建物シリンダ洗浄棟 仕様表 (10/16)

技術基準に基づく設計 (注)	火災等による損傷の防止	<p>[11.1-建 5]                  消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓を設置する。                  屋外消火栓は、防火水槽 {894, 896} と消火水配管により接続される。                  なお、防火水槽及び電源喪失時等における消火用の可搬消防ポンプ {894, 897} は、次回以降申請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の種類と員数                     <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 屋外消火栓：不凍式 1 基 (シリンダ洗浄棟の近傍) (図リ非-4-1 参照)</li> <li>□ 各消火栓に設置するホース：20m ホース 2 本以上</li> </ul> </li> <li>・ 設置設備の配置                     <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 建物各部から屋外消火栓のホース接続口までの水平距離：40m 以下 (図リ非-4-1 参照)</li> </ul> </li> <li>・ 屋外消火栓から各部屋へのアクセスルート：図リ非-4-2 参照</li> </ul> <p>[11.3-建 1]                  建築基準法第二条第九号の三で定める準耐火建築物のシリンダ洗浄棟は、耐火構造又は不燃性材料を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 材料                     <ul style="list-style-type: none"> <li>主要構造材を表イ建-2-1 に示す。</li> </ul> </li> </ul> <p>[11.3-建 2]                  以下の設備の主要な構造材は、不燃性の一般構造用鋼及び難燃性材料を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象設備、配置                     <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 緊急対策設備 (3) (堰 (内部溢水止水用))：図リ非-6-2 参照</li> </ul> </li> <li>・ 使用材料：表イ建-2-1 参照                     <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 緊急対策設備 (3) (堰 (内部溢水止水用))：ステンレス鋼 (固定式) 及びアルミニウム合金 (脱着部)</li> </ul> </li> </ul> <p>[11.3-建 3]                  火災区域は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイド (平成 25 年 10 月原子力規制委員会) を参考に図イ建-1-8 のとおり設定する。</p> <p>[11.3-建 4]                  シリンダ洗浄棟各部は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドに基づいて、等価時間より長い耐火時間を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火災区域毎の材料及び厚さ：図イ建-1-9 (1/2)、(2/2) 参照</li> </ul> <p>[11.3-建 5]                  火災区域外への延焼防止のため、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドを参考に防火壁、防火扉、防火シャッターを設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の配置                     <ul style="list-style-type: none"> <li>図イ建-2-1~2-3 参照</li> </ul> </li> <li>・ 設置設備の材料                     <ul style="list-style-type: none"> <li>図イ建-1-9 (1/2)、(2/2) 参照</li> </ul> </li> </ul> <p>[11.3-建 7]                  電力用・計測用・制御用ケーブル及び配管が貫通する壁には、耐火シールを施工する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐火シールの材料                     <ul style="list-style-type: none"> <li>建築基準法施行令第百二十九条の二の四第 1 項第七号に基づき、国土交通大臣の認定を受けた耐火シール</li> </ul> </li> </ul> <p>[11.3-建 8]                  電気設備技術基準第十四条に基づき、常用電源系統、非常用電源系統の全ての分電盤に、過電流遮断器として配線用遮断器を設置する。</p>
----------------	-------------	---

表イ建-1-1 附属建物シリンダ洗浄棟 仕様表 (11/16)

<p>技術基準に基づく設計(注)</p>	<p>溢水による損傷の防止</p>	<p>[12.1-建 2] 第1種管理区域外への溢水の流出を防止するため、溢水防護区画を設定する。 ・ 溢水防護区画：図リ非-6-1 参照</p> <p>[12.1-建 1] 第1種管理区域外への溢水の流出を防止するため、溢水防護区画境界の開口部に、溢水高さにスロッシングによる水位変動を考慮した水位高さ以上の緊急対策設備(3) (堰(内部溢水止水用))を設置する。 堰の材料は、耐食性を有する材料とする。 ・ 緊急対策設備(3) (堰(内部溢水止水用))の位置、構造、寸法、材料：表イ建-2-1、図リ非-6-2参照</p> <p>[12.1-建 3] 溢水防護区画外への溢水を検知し警報を発報し溢水の拡大を防止するために、緊急対策設備(3) (堰(内部溢水止水用))に漏水検知警報設備(次回以降申請)を設置する。</p> <p>[12.1-建 4] シリンダ洗浄棟内の部屋に設置する扉は、扉を介して溢水経路を形成できるように、水密性を有さず、かつノンエアタイト仕様とする。(図リ非-6-2 参照)</p> <p>[12.1-建 6] シリンダ洗浄棟の全ての制御盤については、配線用遮断器を設置し、火災防護対象設備(電気設備)については、没水許容高さよりも高い位置に設置する。</p>
	<p>安全避難通路等</p>	<p>[13.1-建 1] 単純、明確かつ恒久的に表示し容易に識別できる緊急対策設備(1) (安全避難通路(902, 905))及び避難口を設置する。上記設備の諸元を以下に示す。 ・ 位置 図リ非-1-2~1-3 参照</p> <p>[13.1-建 2] 照明用電源の喪失時に放射線業務従事者の速やかな退避に必要な非常用ディーゼル発電機から給電する緊急対策設備(1) (非常用照明(15台(地下1階：1台、1階：4台、2階：10台))及び誘導灯(13個(地下1階：3個、1階：9個、2階：1個)))を設置する。 上記設備の諸元を以下に示す。 ・ 位置 図リ非-1-1~1-3 参照 消防法施行規則第二十八条の三に基づき、当該誘導灯までの歩行距離が施行規則に定められた距離以下となるように設置する。 ・ 誘導灯の構造 消防法施行規則第二十八条の三に規定するB級及びC級の認定品とする。</p>
	<p>安全機能を有する施設</p>	<p>[14.1-建 1] 通常時に想定される設置場所の温湿度状態、大気圧下及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮する。</p> <p>[14.2-建 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入りが容易な場所に設置する。</p> <p>[14.1-建 5] 気体廃棄設備(6)停止により、第1種管理区域の排風機が停止することにより、第1種管理区域内の空気中の放射性物質等が建物の微小な隙間から建物外へ漏えいする状況であるが、第1種管理区域の負圧が低下するもの他の安全機能に影響を及ぼすことなく、それぞれの安全機能を設計どおりに発揮する。</p>

表イ建-1-1 付属建物シリンダ洗浄棟 仕様表 (12/16)

技術基準に基づく設計(注)	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	<p>[18.1-建 1] シリンダ洗浄棟には、施設外への漏えいを防止するための緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))に漏水検知警報設備(次回以降申請)を設置する。</p> <p>[18.1-建 2] 火災を早期に感知し報知するために消防法に基づき自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)を設置する。 ([11.1-建 1]参照)</p>
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	<p>[21.1-建 1] シリンダ洗浄棟内部の第1種管理区域の床、及び人が触れる恐れがある壁表面を、ウランが浸透しにくく、汚れがつきにくく除染が容易で腐食しにくい樹脂系塗料(建築基準法施行令第一条第六号に基づき国土交通大臣の認定を受けた難燃材料)で仕上げる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 塗装範囲 床面から高さ2m以下(床面から高さ2mまでは樹脂系塗料で塗装する)</li> </ul>
	遮蔽	<p>[22.1-建 1] 加工施設の線源による周辺監視区域外の線量が、十分な厚さを有する壁、1階床及び屋根により、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示(平成27年8月31日原子力規制委員会告示第8号)で定められた線量限度より十分小さくなるように十分な厚さを有する壁を施設する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遮蔽評価に考慮する壁の位置・構造・寸法・材料 図イ遮-1~3参照</li> <li>・ 周辺監視区域外における実効線量 7×10<sup>-2</sup>mSv/年</li> <li>・ 周辺監視区域外における線量限度 1mSv/年</li> </ul> <p>[22.2-建 1] 遮蔽設備としてコンクリートの壁を施設し、管理区域その他事業所内の人が立ち入る場所における放射線業務従事者等の放射線影響を可能な限り低減する。</p>
換気設備	<p>[23.1-建 1] 32,000m<sup>3</sup>/時以上の排気能力を有する気体廃棄設備(6)を施設できる構造とする。</p>	

表イ建-1-1 附属建物シリンダ洗浄棟 仕様表 (13/16)

技術基準に基づく設計(注)	非常用電源設備	<p>[24.1-建 1]</p> <p>全ての非常用通報設備(無線式電話設備を除く)と自動火災報知設備は以下の通り、それぞれを非常用ディーゼル発電機に接続する。</p> <p style="text-align: center;">非常用設備電源接続系統一覧表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">設備</th> <th>非常用ディーゼル発電機</th> <th>無停電電源装置</th> <th>内蔵バッテリー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">非常用通報設備</td> <td>非常ベル設備*1</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>放送設備*2</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">通信連絡設備(電話設備)</td> <td>有線式*3</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>無線式</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">自動火災報知設備</td> <td>火災感知設備*4</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>警報設備(ベル)*5</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1: 警報盤を介して接続                      *4: 受信器を介して接続 *2: 放送設備本体を介して接続           *5: 中継盤を介して接続 *3: 電話交換機を介して接続</p> <p>[24.1-建 2]</p> <p>全ての緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯)は、副変電所(第3変電所)の切替器を介して非常用ディーゼル発電機に接続する。</p> <p style="text-align: center;">非常用設備電源接続系統一覧表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">設備</th> <th>非常用ディーゼル発電機</th> <th>無停電電源装置</th> <th>内蔵バッテリー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">緊急対策設備(1)</td> <td>非常用照明</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>誘導灯</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table> <p>[24.2-建 1]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ バッテリーを内蔵している以下の非常用設備は外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40秒)、バッテリーによりその機能を維持する。なお、非常用ディーゼル発電機からの給電が開始された後は、非常用ディーゼル発電機からの給電で機能を維持する。             <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 非常用通報設備                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放送設備、通信連絡設備(電話設備{890, 893}(有線式))</li> </ul> </li> <li>□ 自動火災報知設備                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火災感知設備</li> <li>・ それに連動する警報設備</li> </ul> </li> <li>□ 緊急対策設備(1)                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非常用照明</li> <li>・ 誘導灯</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・ 以下の設備については、外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40秒)、無停電電源装置から継続して給電され、機能を維持する。なお、非常用ディーゼル発電機からの給電が開始された後は、非常用ディーゼル発電機からの給電で機能を維持する。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非常用通報設備(非常ベル設備)</li> <li>・ 非常用通報設備(放送設備)</li> </ul> </li> <li>・ 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備(無線式)))については、バッテリーを内蔵し、連続して機能を維持する。</li> </ul>	設備		非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリー	非常用通報設備	非常ベル設備*1	○	○	-	放送設備*2	○	○	○	通信連絡設備(電話設備)	有線式*3	○	-	○	無線式	-	-	○	自動火災報知設備	火災感知設備*4	○	-	○	警報設備(ベル)*5	○	-	○	設備		非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリー	緊急対策設備(1)	非常用照明	○	-	○	誘導灯	○	-	○
	設備		非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリー																																											
非常用通報設備	非常ベル設備*1	○	○	-																																												
	放送設備*2	○	○	○																																												
	通信連絡設備(電話設備)	有線式*3	○	-	○																																											
		無線式	-	-	○																																											
自動火災報知設備	火災感知設備*4	○	-	○																																												
	警報設備(ベル)*5	○	-	○																																												
設備		非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリー																																												
緊急対策設備(1)	非常用照明	○	-	○																																												
	誘導灯	○	-	○																																												
通信連絡設備	<p>[25.1-建 1]</p> <p>事故発生時に周辺業者への周知及び管理区域外への連絡、工場内への放送連絡、工場外との通信連絡のために、以下の放送設備、及び多様性を確保した電話設備を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の種類と員数             <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 非常用通報設備(放送設備(スピーカー)): 7台(地下1階: 1台、1階: 6台)</li> <li>□ 通信連絡設備(電話設備): 有線式1台(1階)、無線式2台(1階)</li> <li>□ 非常用通報設備(非常ベル設備): 3個(1階: 2個、2階: 1個)</li> </ul> </li> <li>・ 設置設備の配置 図リ非-2-1~2-3参照</li> </ul>																																															

表イ建-1-1 付属建物シリング洗浄棟 仕様表 (14/16)

<p>その他事業許可で求める仕様</p>	<p>[99-建 1] 更なる安全裕度の向上策として、耐震重要度分類第1類のシリング洗浄棟は、静的地震力 3Ci に対して概ね弾性範囲とする。</p> <p>[99-建 2] 耐震重要度分類第1類の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))は、水平地震力 1.0G で弾性範囲とする。</p> <p>[99-建 3] 更なる安全裕度の向上策として、F3 竜巻(最大風速 92m/s)に対し、シリング洗浄棟本体に竜巻防護ラインを設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 竜巻防護ラインの設定について             <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 核燃料物質の保管・貯蔵を行う部分を竜巻防護ラインの内とする。</li> <li>□ シリング洗浄棟前室は、核燃料物質の保管・貯蔵を行わないこと、及び竜巻来襲時には核燃料物質の取り扱いを行わないことから、竜巻防護ラインの外とする。</li> </ul> </li> <li>・ 竜巻防護ライン 図イ建-1-6 参照</li> <li>・ 竜巻防護ラインの構成と竜巻荷重に対する評価             <ul style="list-style-type: none"> <li>□ シリング洗浄棟本体 建物の保有水平耐力が、F3 竜巻の風圧力及び気圧差により建物に作用する水平方向の竜巻荷重を上回る。</li> <li>□ シリング洗浄棟本体の外壁(鉄筋コンクリート) 終局耐力が単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。</li> <li>□ シリング洗浄棟本体の鉄扉、シャッター 鉄扉の補強又は、シャッターを撤去し鉄扉を新設することにより終局耐力が単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。</li> </ul> </li> </ul> <p>[99-建 5] 敷地境界からシリング洗浄棟までの距離は 176m であるため、F3 竜巻による敷地外からの想定飛来物のうち、軽トラック(最大飛散距離約 160m)は飛来しない。プレハブ物置(大)(最大飛散距離約 211m)は飛来する恐れがあるが、外壁・屋根、及び鉄扉は貫通しない。 なお、更なる安全裕度のため、敷地外からの飛来物対策として加工施設南側の公道との境界に防護フェンス(885)を設置する。 また、公道沿いには、飛来物を防護できる鉄筋コンクリート造の一般建物等があるが、評価では、一般建物には期待しない。</p> <p>[99-建 7] 第1種管理区域と屋外との境界にあたるため、シリング洗浄棟の前室を第2種管理区域に変更する。</p>
<p>添付図</p>	<p>図イ建-1-1 敷地内建物配置図 図イ建-1-2(1/3) シリング洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 補強箇所説明図(1階) 図イ建-1-2(2/3) シリング洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 補強箇所説明図(2階) 図イ建-1-3(1/2) シリング洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 建物の補強工事と各影響評価との関係(1) 図イ建-1-4 シリング洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 管理区域区分図 図イ建-1-5 シリング洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 エキスパンションジョイント設置位置 図イ建-1-6 シリング洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 鉄扉、シャッター配置及び竜巻防護ライン 図イ建-1-7 シリング洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 建具表 図イ建-1-7-1 シリング洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 新設鉄扉、シャッター及び鉄扉補強、ガラリー固縛概要図 図イ建-1-8 シリング洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 火災区域図 図イ建-1-9(1/2) シリング洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 火災区域毎の材料及び厚さ一覧(1)</p>

表イ建-1-1 付属建物シリンダ洗浄棟 仕様表 (15/16)

添付図	<p>図イ建-1-9(2/2) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 火災区域毎の材料及び厚さ一覧(2)</p> <p>図イ建-1-10(1/10) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 外部火災、爆発の影響評価(1)</p> <p>図イ建-1-10(2/10) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 外部火災、爆発の影響評価(2)</p> <p>図イ建-1-10(4/10) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 外部火災、爆発の影響評価(4)</p> <p>図イ建-1-10(5/10) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 外部火災、爆発の影響評価(5)</p> <p>図イ建-1-10(6/10) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 外部火災、爆発の影響評価(6)</p> <p>図イ建-1-10(7/10) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 外部火災、爆発の影響評価(7)</p> <p>図イ建-1-10(8/10) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 外部火災、爆発の影響評価(8)</p> <p>図イ建-1-10(9/10) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 外部火災、爆発の影響評価(9)</p> <p>図イ建-1-10(10/10) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 外部火災、爆発の影響評価(10)</p> <p>図イ建-2-1 付属建物 シリンダ洗浄棟 地下1階 平面図</p> <p>図イ建-2-2 付属建物 シリンダ洗浄棟 1階 平面図</p> <p>図イ建-2-3 付属建物 シリンダ洗浄棟 2階 平面図</p> <p>図イ建-2-4 付属建物 シリンダ洗浄棟 屋根伏図</p> <p>図イ建-2-5 付属建物 シリンダ洗浄棟 立面図</p> <p>図イ建-2-6 付属建物 シリンダ洗浄棟 断面図</p> <p>図イ建-2-7 付属建物 シリンダ洗浄棟 地下1階 床梁伏図</p> <p>図イ建-2-8 付属建物 シリンダ洗浄棟 1階 基礎伏図</p> <p>図イ建-2-9 付属建物 シリンダ洗浄棟 2階 床梁伏図</p> <p>図イ建-2-10 付属建物 シリンダ洗浄棟 R階 床梁伏図</p> <p>図イ建-2-11 付属建物 シリンダ洗浄棟 1通りサイディング 軸組図</p> <p>図イ建-2-12 付属建物 シリンダ洗浄棟 I,J通りサイディング 軸組図</p> <p>図イ遮-1 付属建物 シリンダ洗浄棟 遮蔽関係図 (1階平面)</p> <p>図イ遮-2 付属建物 シリンダ洗浄棟 遮蔽関係図 (2階平面)</p> <p>図イ遮-3 付属建物 シリンダ洗浄棟 遮蔽関係図 (建物断面)</p> <p>図ト系6-5 気体廃棄設備 (6) 洗浄室・貯蔵室 (3)、廃液処理室、排気室、測定室 給気系統</p> <p>図リ非-1-1 緊急対策設備 (1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路 (シリンダ洗浄棟 地下1F)</p> <p>図リ非-1-2 緊急対策設備 (1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路 (シリンダ洗浄棟 1F)</p> <p>図リ非-1-3 緊急対策設備 (1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路 (シリンダ洗浄棟 2F)</p> <p>図リ非-2-1 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備 (電話設備) (シリンダ洗浄棟 地下1F)</p> <p>図リ非-2-2 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備 (電話設備) (シリンダ洗浄棟 1F)</p> <p>図リ非-2-3 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備 (電話設備) (シリンダ洗浄棟 2F)</p> <p>図リ非-3-1 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備 (シリンダ洗浄棟 地下1F)</p> <p>図リ非-3-2 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備 (シリンダ洗浄棟 1F)</p> <p>図リ非-3-3 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備 (シリンダ洗浄棟 2F)</p> <p>図リ非-4-1 消火設備 屋外消火栓配置図</p> <p>図リ非-4-2 シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 消火栓からのアクセスルート</p>
-----	--

表イ建-1-1 付属建物シリンダ洗浄棟 仕様表 (16/16)

添付図	図リ非-4-5 消火設備 消火器 (シリンダ洗浄棟 地下 1F) 図リ非-4-6 消火設備 消火器 (シリンダ洗浄棟 1F) 図リ非-4-7 消火設備 消火器 (シリンダ洗浄棟 2F) 図リ非-6-1 緊急対策設備 (3) 溢水防護区画 図リ非-6-2 緊急対策設備 (3) 堰 (内部溢水止水用) (付属建物 シリンダ洗浄棟 1階) 図リ非-6-5 緊急対策設備 (3) 堰 (一部脱着式) 脱着部詳細図 図臨配-1 臨界管理上の領域区分
-----	--

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条～第 39 条は該当しない。

凡例 { }内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[ ]内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-建 1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 建 1を示す。

[99-建 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 建 1を示す。



表イ建-1-2 仕様表 (工場棟転換工場 (鉄扉新設)) (1/2)

事業許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{833} 建物 工場棟転換工場 (鉄扉新設)
設置場所		敷地内建物配置図 (図イ建-1-1) 参照
機器名		工場棟転換工場 (鉄扉新設) (SD-2: 図イ建-3-2 参照)
変更内容		改造 1. 建物の改造工事 1-1. 耐竜巻能向上のために以下の補強を行う ・鉄扉新設 工場棟転換工場本体原料倉庫の既存シャッター及び鉄扉を撤去し、鉄扉 (SD-2) を新設する
員数		1 式
一般仕様	型式	鉄扉 : <input type="text"/>
	主要な構造材	表イ建-2-2 に示す
	寸法 (単位: m)	(鉄扉) 両開: <input type="text"/> 板厚: 外側 <input type="text"/> 、内側 <input type="text"/> (潜戸: 外側 <input type="text"/> 、内側 <input type="text"/> )
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	—
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-建 3] 鉄扉 (SD-2) は、地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置した建物に設置する。
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-建 1] (航空機落下火災) ・ 航空機落下で発生する火災に対して鉄扉 (SD-2) は損傷せず、外部火災の影響が大きな事故の誘因とならない。(図イ建-3-9 参照)
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-建 1] ・ 汚染の発生するおそれのない区域 (第 2 種管理区域) と汚染の発生するおそれのある区域 (第 1 種管理区域) を設定する。第 1 種管理区域である工場棟転換工場本体と第 2 種管理区域である工場棟転換工場前室の境界に鉄扉 (SD-2) を設置する。(図イ建-3-5 参照)
	火災等による損傷の防止	[11.3-建 4] ・ 工場棟転換工場の鉄扉 (SD-2) は原子力発電所の内部火災影響評価ガイドに基づいて、火災区域の等価時間より長い耐火時間を確保する構造とする。 (図イ建-3-6 参照) 鉄扉の材料及び厚さ: 図イ建-3-3、3-4、及び表イ建-2-2 参照  [11.3-建 10] ・ 火災区域外への延焼防止のため、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドを参考に防火扉とする。 設置設備の配置、材料: 図イ建-3-1~3-3、及び表イ建-2-2 参照
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—

表イ建-1-2 仕様表（工場棟転換工場（鉄扉新設））（2/2）

技術基準に基づく設計（注）	安全機能を有する施設	<p>[14.1-建 1] 通常時に想定される設置場所の温湿度状態、大気圧下及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮する。</p> <p>[14.1-建 2] UF<sub>6</sub>ガスを正圧で取り扱うUF<sub>6</sub>配管の破断によりUF<sub>6</sub>ガスが漏えいしても、漏えいしたUF<sub>6</sub>ガスはUF<sub>6</sub>フードボックスとその排気系統内に閉じ込められることから、工場棟転換工場の安全機能に影響を及ぼすことなく必要な安全機能を発揮する。</p> <p>[14.1-建 3] ロータリーキルンにおける炉内爆発が発生しても、ウラン粉末を含む爆風はロータリーキルンの爆風圧力逃し機構（破裂板）を通じて局所排気系統へ排気し、閉じ込め性が維持されることから、工場棟転換工場の安全機能に影響を及ぼすことなく必要な安全機能を発揮する。</p> <p>[14.2-建 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入りが容易な場所に設置する。</p>
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	<p>[99-建 3] ・ 更なる安全裕度の向上策として、F3竜巻（最大風速92m/s）来襲時に工場棟転換工場の鉄扉（SD-2：竜巻防護ライン対象部位）は、終局耐力が、単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。（図イ建-3-2参照）</p>
添付図	<p>図イ建-1-1 敷地内建物配置図 図イ建-3-1 工場棟、放射線管理棟、附属建物 補強箇所説明図（1階） 図イ建-3-2 工場棟、放射線管理棟、附属建物 鉄扉、シャッター配置及び竜巻防護ライン（1階） 図イ建-3-3 工場棟、放射線管理棟、附属建物 建具表 図イ建-3-4 工場棟、附属建物 鉄扉概要図 図イ建-3-5 工場棟、放射線管理棟、附属建物 管理区域区分図（1階） 図イ建-3-6 工場棟、放射線管理棟、附属建物 火災区域（1階） 図イ建-3-9 工場棟、放射線管理棟、附属建物 航空機落下に伴う火災影響評価</p>	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { }内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[ ]内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

（例）[4.1-建 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 建 1を示す。

[99-建 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 建 1を示す。

表イ建-2-1 附属建物シリンダ洗浄棟 主要な構造材の仕様表(1/5)

建物の種類	<p>(1)附属建物シリンダ洗浄棟</p> <p>①シリンダ洗浄棟本体          構造：鉄骨鉄筋コンクリート造          壁：鉄筋コンクリート          屋根：鉄筋コンクリート          支持方法及び地盤  <u>地下1階がない部分</u>          支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持          地盤：N値30以上の砂礫層  <u>地下1階部分</u>          支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持          地盤：長期許容応力度 300kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度 600kN/m<sup>2</sup>以上の砂礫層</p> <p>②シリンダ洗浄棟本体床  <u>地下1階がない部分</u>          構造：土間コンクリート造          支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持          地盤：長期許容応力度 50kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度 100kN/m<sup>2</sup>以上の地表近くのローム層  <u>2階部分</u>          構造：構造スラブ造  <u>地下1階部分</u>          構造：構造スラブ造          支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持          地盤：長期許容応力度 300kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度 600kN/m<sup>2</sup>以上の砂礫層</p> <p>(2)附属建物シリンダ洗浄棟前室</p> <p>①シリンダ洗浄棟前室          構造：鉄骨造          外壁：鉄骨+サイディング          屋根：ALC          基礎：杭基礎          支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持          地盤：N値30以上の砂礫層</p> <p>②シリンダ洗浄棟前室床          構造：土間コンクリート造          支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持          地盤：長期許容応力度 50kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度 100kN/m<sup>2</sup>以上の地表近くのローム層</p>
主要な構造材	<p>(1)附属建物シリンダ洗浄棟本体</p> <p>①鉄骨鉄筋コンクリート          ・鉄骨：JIS G3192に定める山形鋼、溝形鋼、H形鋼、I形鋼、平鋼          JIS G3466に定める角形鋼          ・鉄筋：JIS G3112に定める鉄筋          ・コンクリート：JIS A5308に定めるコンクリート（密度：2.05g/cm<sup>3</sup>以上）          既設基礎梁：設計基準強度 20.6N/mm<sup>2</sup>          既設躯体全般：設計基準強度 20.6N/mm<sup>2</sup></p> <p>②外壁：上記の鉄骨鉄筋コンクリート          ③屋根：上記の鉄筋コンクリート          ④床：土間コンクリート（1階）、構造スラブ（地下及び2階）          ⑤杭：JIS A5372に定める遠心カプレストレストコンクリート杭          杭長さ：□m          杭径寸法：□mm          杭先端深度：設計GLから-8.2m</p> <p>(2)附属建物シリンダ洗浄棟前室</p> <p>①鉄骨：JIS G3192に定める山形鋼、H形鋼          ②外壁：サイディング JIS G3322に定める□          ③屋根：JIS A5416に定める軽量気泡コンクリート（ALC）          ④床：土間コンクリート</p>

(参考)

添付説明書-建2-II  
 添付説明書-建3-II

表イ建-2-1 付属建物シリンダ洗浄棟 主要な構造材の仕様表(2/5)

耐震性能及び耐竜巻性能等の適合に関する主要な施工の構造材基本仕様

項目	仕様（工事番号及び工事名称）	対象図面
耐竜巻性能向上	<p>(1) 本体 1-b. 鉄扉新設 鋼板：板厚 <input type="text"/>mm 他 <input type="text"/></p> <p>(2) 前室 1-a. 外壁更新 外壁：サイディング <input type="text"/> 板厚 <input type="text"/>mm 外壁下地材：<input type="text"/>-100×100×2.3 <input type="text"/> 吹付耐火被覆材：ロックウール 嵩比重 0.3 以上 加工厚さ <input type="text"/>mm</p> <p>(3) 本体及び前室 1-c. 鉄扉及びシャッタ補強 鉄扉補強材 平鋼 <input type="text"/> <input type="text"/> シャッタ補強材 断面寸法：約 <input type="text"/>mm（アルミニウム合金）</p>	<p>(1) 本体 1-b. 図イ建-1-6~7、 1-7-1、 図イ建-2-2</p> <p>(2) 前室 1-a. 図イ建-2-2、5、 10~12</p> <p>(3) 本体及び前室 1-c. 図イ建-1-6~7、 1-7-1、 図イ建-2-2~3、5</p> <p>(参考) 図イ建-1-2(1/3)及び (2/3) 添付説明書-建 2-II 添付説明書-建 3-II</p>





表イ建-2-1 附属建物シリンダ洗浄棟 主要な構造材の仕様表(5/5)

主要な部材寸法及び材質

工事番号及び工事名称	区分	部材寸法	材質
1-a. 外壁更新	新設	サイディング：板厚 <input type="text"/> mm 外壁下地材： <input type="text"/> 鉄骨： <input type="text"/> 鉄骨： <input type="text"/> 鉄骨： <input type="text"/>	<input type="text"/>
1-b. 鉄扉新設	新設	鋼板：板厚 <input type="text"/> mm (外側) 板厚 <input type="text"/> mm (内側)	<input type="text"/>
1-c. 鉄扉及びシャッター補強	新設	鉄扉補強材 平鋼 <input type="text"/> 角棒 <input type="text"/> 角棒 <input type="text"/> 角棒 <input type="text"/> シャッター補強材 JIS H4100 に定めるアルミニウム合金 断面寸法：約 <input type="text"/> mm	<input type="text"/>

(参考)

添説建 2-Ⅱ. 1. 6-11 表~6-17 表

添説建 3-Ⅱ. 1. 4-1 表

添説建 3-Ⅸ. 5. 5-1 表

表イ建-2-2 工場棟転換工場（鉄扉新設）主要な構造材の仕様表

耐震性能及び耐竜巻性能等の適合に関する主要な構造材基本仕様

項目	仕様（工事番号及び工事名称）	対象図面
耐竜巻性能向上	(1)工場棟転換工場 2-a. 鉄扉新設 鋼板：板厚 <input type="text"/> mm 他 ( <input type="text"/> )	(1) 本体 2-a. 図イ建-3-2~4  (参考) 図イ建-3-1 添付説明書-建 3-IX

主要な部材寸法及び材質

工事番号及び工事名称	区分	部材寸法	材質
2-a. 鉄扉新設	新設	鋼板：板厚 <input type="text"/> mm (両開：外側) 板厚 <input type="text"/> mm (両開：内側) 板厚 <input type="text"/> mm (潜戸：外側) 板厚 <input type="text"/> mm (潜戸：内側)	<input type="text"/>

(参考)

添付説明書-建 3-IX



表イ建-3-1 建物の各部位の仕様表 (付属建物シリンダ洗浄棟) (1/4)

建物名称	階	境界位置	部位	材質	主な寸法(mm) 厚t、高h	図番号	工事内容			
シリンダ 洗浄棟	1 階	天井	貯蔵室の天井で洗浄室の床 (6'-8通り間) (H-J通り間)	RC	既設	図イ建-2-1	既設			
			貯蔵室の天井で沈殿槽室、廃液処理室 の床 (8-9通り間) (H-J通り間)	RC						
		東側	(9通り) (シリンダ洗浄棟と屋外との境界)	RC				既設	図イ建-2-1	既設
			南側	(H通り) (シリンダ洗浄棟と屋外との境界)						
		西側		(6'通り) (シリンダ洗浄棟と屋外との境界)						
			北側	(J通り) (シリンダ洗浄棟と屋外との境界)						
		床		(6'-8通り間) (H-J通り間)						
			床	(8-9通り間) (H-J通り間)						
		貯蔵室(3)の境界 (8通りH-J通り間)		—						
			天井	排気塔の床 (8通りから西に2000mmの位置-8通り 間) (H通りから南に2500mmの位置-H通り 間)						
		東側 (9通り)		沈殿槽室と屋外との境界 (I-J通り間)						
			東側 (9通り)	廃液処理室と屋外との境界 (H-I通り間)						
		東側 (9通り)		廃液処理室と屋外との境界 (G-H通り間)						

(注) 網掛けは他の部位と共有していることを示す。

表イ建-3-1 建物の各部位の仕様表 (付属建物シリンドラ洗浄棟) (2/4)

建物名称	階	境界位置	部位	材質	主な寸法(mm) 厚t、高h	図番号	工事内容
シリンドラ洗浄棟	1階	西側 (G通り)	他建物との境界 管理区境界 火災区境界 溢水防護区画境界 F3電巻防護ライン	RC		図イ建-2-2	既設
			廃液処理室、洗浄室と屋外との境界 (6-9通り間)	鉄筋(SD-79)		図イ建-1-6、1-7 図イ建-2-2	補強
		西側 (3通り)	洗浄室、測定室と屋外との境界 (3-6通り間)	RC		既設	
			洗浄室、測定室と屋外との境界 (6-1通り間)	RC		既設	
			洗浄室(第1種管理区域)と前室(第2種管理区域)との境界 (1-1通り間)	RC		既設	
				鉄筋(SD-10)+ 鉄筋(SD-39)+ 地盤⑤(継ぎ式)+ 地盤④(固定式)		補強 新設 新設 新設	
	北側 (J通り)	沈殿槽室と屋外との境界 (8-9通り間)	RC	既設			
		洗浄室と屋外との境界 (3-8通り間)	RC	既設			
	1階	沈殿槽室の遮蔽壁 (8-9通り間) (1-J通り間)	—	RC		既設	
			屋根	RC		既設	
		沈殿槽室、廢液処理室他の床 (8-9通り間) (H-J通り間)	管理区境界 火災区境界 溢水防護区画境界 F3電巻防護ライン	RC		既設	
			床	RC		既設	
		3-8通り間) (G-J通り間)	管理区境界 火災区境界 溢水防護区画境界	RC		既設	
			床	RC		既設	

表イ建-3-1 建物の各部位の仕様表 (付属建物シンダ洗浄棟) (3/4)

建物名称	階	境界位置	部位	材質	主な寸法(mm) 厚t、高h	図番号	工事内容		
シンダ洗浄棟	1階	床 (8-9通り間) (G-H通り間)	管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区画境界	RC			既設		
		東側 (9通り)	外壁 廃液処理室と屋外との境界 (F-I通り間) 管理区域境界 火災区域境界 F3電巻防護ライン	RC					
	南側 (G通り)	外壁 廃液処理室、排気室と屋外との境界 (3-9通り間) 管理区域境界 火災区域境界 F3電巻防護ライン	RC						
	西側 (3通り)	外壁 洗浄室、排気室と屋外との境界 (G-I通り間) 管理区域境界 火災区域境界 F3電巻防護ライン	RC						
	北側 (J通り)	外壁 洗浄室、廃液処理室と屋外との境界 (3-9通り間) 管理区域境界 火災区域境界 F3電巻防護ライン	RC						
	排気塔		排気室、洗浄室他と排気塔の境界 (8通りから西に2000mmの位置-8通り 間) (H通りから南に2500mmの位置-H通り 間)	外壁 管理区域境界 火災区域境界 F3電巻防護ライン				RC	
				鉄扉(SD-147)					
			排気塔屋根 (G-8通り間) (G-H通り間) 排気塔の床 (8通りから西に2000mmの位置-8通り間) (H通りから南に2500mmの位置-H通り間)	屋根 F1電巻防護				RC	
				管理区域境界 火災区域境界 F3電巻防護ライン				RC	
	1階	東側 (3通り)	洗浄室(第1種管理区域)と前室(第2種 管理区域)との境界 (1-J通り間)	管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区画境界 F3電巻防護ライン				RC	
外壁 第2種管理区域境界 火災区域境界 F1電巻防護				サイディング					
外壁 前室と屋外との境界 (1-3通り間)				サイディング					
	西側 (1通り)	前室と屋外との境界 (1-J通り間)	外壁 第2種管理区域境界 火災区域境界 F1電巻防護	サイディング					
			シャッター(SS-80)						
シンダ洗浄棟前室							既設		
								鉄扉(SD-40)+ 鉄扉(SD-39)+ 扉④(扉着式)+ 扉⑤(固定式)	
								更新	
								更新	
							補強 新設 新設 新設		
								更新	
							補強		
								更新	

(注) 網掛けは他の部位と共有していることを示す。

表イ建-3-1 建物の各部位の仕様表 (付属建物シリンドラ洗浄棟) (4/4)

建物名称	階	境界位置	部位	材質	主な寸法(mm) 厚t、高h	図番号	工事内容
シリンドラ 洗浄棟 前室	1階	北側 (J通り)	外壁 第2種管理区域境界 火災区画境界 FI電巻防護	サイディング 鉄扉(SD-81)		図イ建-2-2	更新
			屋根 第2種管理区域境界 火災区画境界 FI電巻防護	ALC		図イ建-1-6、1-7 図イ建-2-2	補強
		床 (1-3通り間) (1-J通り間)	土間コンクリート	図イ建-2-4		既設	

表イ建-3-2 建物の各部位の仕様表（工場棟転換工場（鉄扉新設））（1/7）

建物名称	階	境界位置	部位	材質	主な寸法(mm) 厚t、高h	図番号 (グレー部の図番号は四次申請の 図番号)	工事 内容	
工場棟 転換工場 本体	1 階 外壁	東側 (95通り) (転換加工室と屋外との境界) (1-Q通り間)	外壁 管理区域境界 火災区画境界 溢水防護区画境界 F3電巻防護ライン	サイディング(外側)			新設	
			ALC (内側)	既設				
			鉄扉(SD-9) 取8	交換				
		(付帯設備室/廃棄物処理室/チェンクタンク室/工作室 /転換加工室と成型/組立工場との境界) (13-26通り間)	他の建物との境界 管理区域境界 火災区画境界 溢水防護区画境界	石膏ボード/鋼板(内側)			新設	
			鉄扉(3基)	新設				
			RC (成型/組立工場の壁) (外側)	既設				
		(原料倉庫/付帯設備室と屋外との境界) (1-Q通り間)	外壁 管理区域境界 火災区画境界 溢水防護区画境界 F3電巻防護ライン	鉄扉(3基) 取19, 20(配着2基) 取18(固定式1基) (成型工場側)			既設 新設 新設	
			ALC(外側)	既設				
			鋼板(内側)	新設				
		北側 (Q通り)	原料倉庫(第1種管理区域)と前室 (第2種管理区域)との境界 (13-14通り間)	断熱材 (ALCと鋼板の間)			新設	
				鉄扉(SD-10) 取4			交換 新設	
				鉄扉(SD-2) 取1			改造 (鉄扉 新設)	
		転換加工室/原料倉庫と屋外との境界 (14-16通り間)	外壁 管理区域境界 火災区画境界 溢水防護区画境界 F3電巻防護ライン	鋼板			既設	
			サイディング(外側)	新設				
			ALC (内側)	既設				
							鉄扉(SD-3) 取7	交換 新設

は認可済みのものを示す（認可済みの図番号は四次申請書の図番号を示す）

表イ建-3-2 建物の各部位の仕様表（工場棟転換工場（鉄扉新設））（2/7）

建物名称	階	境界位置	部位	材質	主寸法(mm) 厚、高h	図番号 (グレー部の図番号は四次申請の 図番号)	工事 内容
工場棟 転換工場 本体	1 階 外 壁	転換加工室と第2核燃料倉庫本体との境界 境界 (16-19通り間)	他の建物との境界 火災区境界 溢水防護区画境界	ALC			既設
			他の建物との境界 火災区境界	ALC			既設
			他の建物との境界 火災区境界	鉄扉(1基)			既設
		北側 (Q通り)	転換加工室と第2核燃料前室との境界 (19-20通り間)	ALC			既設
			転換加工室/分光分析室と除染室・分 析室との境界 (20-26通り間)	鉄扉(4基)			既設
			屋根(東側1階建て部) (24-26通り間) (L-Q通り間)	上側折板 下側折板			新設
	天井	床(本体) (13-26通り間) (L-Q通り間)	管理区域境界 火災区境界 溢水防護区画境界	土間コンクリート			既設
			付帯設備室、廃棄物処理室他2階が通 路/機械室(非管理区域部)の床 (M-L通り間) (13-20の間)	RC			既設
			廃棄物処理室・チェックタンク室、他 の天井で2階が機械室(第1種管理区 域)の床 (M-L通り間) (15.3-24の間)	RC			既設
		原料倉庫と転換加工室の境界 (15通り) (M-Q間)	火災区境界 溢水防護区画境界	ALC			既設
			鉄扉(3基) 扉5(脱着式1基) 扉3, 6(固定式2基)	既設 新設 新設			
			火災区境界	鉄扉(8基)			既設
転換加工室と廃棄物処理室 / チェック タンク室の境界 (15-24間) (15-24間)	火災区境界	コンクリートブロック 鉄扉(2基)	既設				
	転換加工室と工作室の境界 (M-L通り間) (24-25.5間)		既設				

は認可済みのものを示す（認可済みの図番号は四次申請書の図番号を示す）

表イ建-3-2 建物の各部位の仕様表（工場棟転換工場（鉄扉新設））（3/7）

建物名称	階	境界位置	部位	材質	主寸法(mm) 厚、高h	図番号 (グレー部の図番号は四次申請の 図番号)	工事 内容		
工場棟転換工場本体	1階 外壁以外	転換加工室と公平分析室の境界 (0~9間(24~26間)) (24~25間(0~4間))	---	コンクリートブロック	鉄扉(2基)		既設		
				鉄扉(2基)			既設		
	2階 外壁/閉じ込め機能 を要求される壁	原料倉庫と付帯設備室の境界 (M通り) (13~15間)	火災区域境界 溢水防護区画境界	ALC	鉄扉(1基) 扉2		図リ建-50	既設	
				鉄扉(1基) 扉2				既設 新設	
		機練室(管理区域)と屋外との境界 (L-M通り間)	外壁 管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区画境界 F3電巻防護ライン	サイディング(外側)	サイディング(外側)	ALC(内側)			新設
				ALC(内側)					既設
		東側 (24通り)	転換加工室上部と屋外との 境界 (M-Q通り間)	外壁 管理区域境界 火災区域境界 F3電巻防護ライン	サイディング(外側)	ALC(内側)			新設
					ALC(内側)				既設
		南側 (13通り)	通路/機練室(非管理区域)と 成型工場(非管理区域)/組立工場 (第2種管理区域)との境界 (13通り~15.3通り)	他の建物との境界 火災区域境界	石膏ボード/鋼板(内側)	鉄扉(1基)	RC(成型/組立工場の壁)(外側)	図ハ建-2 図ホ建-1	新設
					RC(成型/組立工場の壁)(外側)				既設
					石膏ボード/鋼板(内側)				新設
					鉄扉(1基)				新設
	西側 (13通り)	機練室(管理区域)と成型工場(非管 理区域)との境界 (15.3通り~24通り間)	他の建物との境界 管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区画境界	RC(成型工場の壁)(外側)	鉄扉(1基)	RC(成型工場の壁)(外側)	図ハ建-2	既設	
				ALC(外側)				既設	
				鋼板(内側)				新設	
				断熱材(ALCと鋼板の間)				新設	

は認可済みのものを示す(認可済みの図番号は四次申請書の図番号を示す)

表イ建-3-2 建物の各部位の仕様表（工場棟転換工場（鉄扉新設））（4/7）

建物名称	階	境界位置	部位	材質	主な寸法(mm) 厚、高さ	図番号 (グレー部の図番号は四次申請の 図番号)	工事 内容			
工場棟 転換工場 本体	2階	西側 (13通り)	機械室（非管理区域）と屋外との境界 (L-M通り間)  外壁 火災区域境界 F3電巻防護ライン	ALC(外側)			既設			
				鋼板(内側)						
		北側 (13通り)	転換加工室上部/原料倉庫上部と屋外 との境界 (13-24通り間)	断熱材 (ALCと鋼板の間)						
				鉄扉(SD-11)(L通り) (非管理区域)						
		転換加工室上部/原料倉庫上部 (管理区域) と通路/機 械室 (M通り 13-20間)	外壁 管理区域境界 火災区域境界 F3電巻防護ライン	サイディング(外側)				既設 新設 新設 補強 新設 既設 既設 新設 既設 新設 既設		
				ALC(内側)						
		機械室 (管理区域) と通路 (非管理区域) の境界 (13-3通り) (L間) (20通り Mの前側) (M通り間 (13-3通り) 1-20間)	屋内管理区域境界 火災区域境界	ALC						
				鋼板						
		天井	通路、機械室 (非管理区域) の3階が 管理区域部の天井 (M-1通り間) (13-20の間)	鉄扉(2基) 幅27, 28					既設 新設	
				鋼板(非管理区域側)						
				ケイカル板 (管理区域側)						既設
				RC						

は認可済みのものを示す (認可済みの図番号は四次申請書の図番号を示す)



表イ建-3-2 建物の各部位の仕様表（工場棟転換工場（鉄扉新設））（5/7）

建物名称	階	境界位置	部位	材質	主な寸法(mm) 厚t、高h	図番号 (グレー部の図番号は四次申請の 図番秀)	工事 内容					
工場棟 転換工場 本体	2 階 外 壁 以 外	転換加工室上部と原料倉庫上部の境界 (15通り) (M-Q間)	火災区域境界	ALC			既設					
		転換加工室上部と機械室の境界 (M通り) (20-24間)	火災区域境界 溢水防護区画境界	ALC								
			機械室(管理区域) (15.3通り-24通り間)	鉄扉(1基) 厚29								
		天井	機器室(管理区域) (23-24間) (M-Q通り間)	RC								
			機器室(管理区域) (15.3通り-24通り間)	RC								
		床	通路/機械室(非管理区域部)の床 (M-U通り間) (13-20間)	RC								
			フィルタ室と屋外との境界 (1-9通り間)	サイディング(外側) ALC(内側)								
		3 階 外 壁	南側 (1通り)	フィルタ室と屋外との境界 (13-24通り間) (壁の上部)				サイディング(外側上部) (15-24通り間) ALC(内側)				
				フィルタ室と組立/成型工場との境界 (13-24通り間) (壁の下部)				ALC(内側)				
												既設

は認可済みのものを示す（認可済みの図番号は四次申請書の図番号を示す）

表イ建-3-2 建物の各部位の仕様表（工場棟転換工場（鉄扉新設））（6/7）

建物名称	階	境界位置	部位	材質	主な寸法(mm) 厚t、高h	図番号 (グレー部の図番号は四次申請の 図番号)	工事 内容
工場棟 転換工場 本体	3 階 外壁	西側 (13通り)	フィルタ室と屋外との境界 (L-10通り間)  外壁 管理区域境界 火災区画境界 溢水防護区画境界 F3電巻防護ライン	ALC(外側)			既設
				鋼板(内側)			新設
				断熱材 (ALCと鋼板の間)			新設
		ALC(外側)	既設				
		鋼板(内側)	新設				
		断熱材 (ALCと鋼板の間)	新設				
	北側 (9通り)	フィルタ室と屋外との境界 (23-24通り間)  外壁 管理区域境界 火災区画境界 溢水防護区画境界 F3電巻防護ライン	サイディング(外側)	新設			
			ALC(内側)	既設			
	排気塔	ダクトスペースと屋外の境界 (13-23通り間)  外壁 管理区域境界 火災区画境界 F3電巻防護ライン	サイディング(外側)	新設			
			ALC(内側)	既設			
		フィルタ室と排気塔の境界 (18-18.5通り間) (L-10通り間)	ALC	既設			
			鉄原(SD-62)	補強			
	屋根	転換工場の屋根 (13-24通り間) (L-10通り間)  屋根 管理区域境界 火災区画境界 F1電巻防護	上側折板	新設			
			下側折板	既設			
			排気塔の屋根 (18-18.5通り間) (L-10通り間)  屋根 F1電巻防護	折板	補強		

は認可済みのものを示す（認可済みの図番号は四次申請書の図番号を示す）

表イ建-3-2 建物の各部位の仕様表（工場棟転換工場（鉄扉新設））（7/7）

建物名称	階	境界位置	部位	材質	主な寸法(mm) 厚t、高h	図番号 (グレー部の図番号は四次申請の 図番号)	工事 内容		
工場棟 転換工場 本体	3 階 外壁 以外	ダクトスペースとフィルタ室 の境界 (M通り、13-23間) (23通り、M-Q間)	火災区域境界 溢水防護区画境界	ラスモルタル (上部:1FLから9060h以上)			既設		
				鉄扉(4基)					
		転換加工室上部ダクトスペースと原料倉庫上部ダクト スペースの境界(15通り) (M-Q間)	火災区域境界	AIC (下部:1FLから9060hまで)				既設	
				ラスモルタル (上部:1FLから9060h以上) AIC (下部:1FLから9060hまで)					
		床	(フィルタ室(管理区域)の2階が管 理区域部の床) (M-1間、15-24間) (23-24間、M-Q間)	火災区域境界 溢水防護区画境界	RC 厚32、33(2基)			図リ建-52	既設 新設
			(フィルタ室(管理区域)の2階が非 管理区域部の床) (M-1通り間) (13-20の間)	管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区画	RC				
		シャング、鉄扉 (S'通り) (13-14間)	外壁 (13通り、Q-S'間) (14通り、Q-S'間) (S'通り、13-14間)	第2種管理区域境界 火災区域境界 F1電巻防護	サイディング(外側)				更新
					耐火被覆材(内側)				
		工場棟 転換工場 前室	1 階	原料倉庫(第1種管理区域)と前室(第2種管理区域) との境界 (Q通り) (13-14通り間)	第2種管理区域境界 火災区域境界 F1電巻防護	シャング(SS-70) 鉄扉(SD-69)		図イ建-9、図イ建-12 図イ建-9、図イ建-12	交換
						鉄扉(SD-2)			
床(Q-S'通り、13-14間)	第2種管理区域境界 火災区域境界			鋼板 (転換工場本体側)				図イ建-3-2、図イ建-3-3 図イ建-3-4	改造 (鉄扉 新設)
				土間コンクリート					
屋根(Q-S'通り、13-14間)	外壁 第2種管理区域境界 火災区域境界 F1電巻防護			第2種管理区域境界 火災区域境界	上側折板				新設
					下側折板				

は認可済みのものを示す(認可済みの図番号は四次申請書の図番号を示す)

表イ建-4-1 附属建物シリンダ洗浄棟 仕様表(次回以降の申請にて適合を確認する範囲)(1/1)

加工施設の技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設
核燃料物質の臨界防止	[4.2-建1] シリンダ洗浄棟領域のユニットは、工場棟領域、第2核燃料倉庫領域、原料貯蔵所領域、第3核燃料倉庫(1)領域、第3核燃料倉庫(2)領域のユニットと必要離隔距離以上離す	・第3核燃料倉庫(858)
安全機能を有する施設の地盤	—	—
地震による損傷の防止	—	—
津波による損傷の防止	—	—
外部からの衝撃による損傷の防止	—	—
人の不法な侵入等の防止	—	—
閉じ込めの機能	[10.1-建5] 屋外、非管理区域、第2種管理区域及び使用施設への溢水の拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする	漏水検知警報設備(875)
火災等による損傷の防止	[11.1-建5] 消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓を設置、また、屋外消火栓は、防火水槽(100m <sup>3</sup> ×2)と消火水配管により接続	防火水槽(896)及び可搬消防ポンプ(897)
溢水による損傷の防止	[12.1-建3] 屋外、非管理区域、及び第2種管理区域への溢水の拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする	漏水検知警報設備(875)
安全避難通路等	—	—
安全機能を有する施設	—	—
材料及び構造	—	—
搬送設備	—	—
核燃料物質の貯蔵施設	—	—
警報設備等	[18.1-建1] 屋外、非管理区域、第2種管理区域及び使用施設への溢水の拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする	漏水検知警報設備(875)
放射線管理施設	—	—
廃棄施設	—	—
核燃料物質等による汚染の防止	—	—
遮蔽	—	—
換気設備	—	—
非常用電源設備	[24.1-建1] 全ての非常用通報設備(無線式電話設備を除く)と自動火災報知設備は、それぞれを非常用ディーゼル発電機に接続する。  [24.1-建2] 全ての緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯)は、副変電所(第3変電所)の切替器を介して非常用ディーゼル発電機に接続する。	非常用ディーゼル発電機(屋外ケーブル系統)(888)
通信連絡設備	—	—
その他事業許可で求める仕様	—	—

表イ建-4-2 工場棟転換工場（鉄扉新設） 仕様表（次回以降の申請にて適合を確認する範囲）  
(1/1)

加工施設の技術基準	技術基準に対する仕様*	適合性を確認するための施設
核燃料物質の臨界防止	[3.2-建1]工場棟領域のユニットは、原料貯蔵所領域、シリンダ洗浄棟領域、第3核燃料倉庫(1)領域、第3核燃料倉庫(2)領域、加工棟領域のユニットと必要離隔距離以上離す	第3核燃料倉庫{858}領域(1)、(2)の必要離隔距離
安全機能を有する施設の地盤	—	—
地震による損傷の防止	—	—
津波による損傷の防止	—	—
外部からの衝撃による損傷の防止	—	—
人の不法な侵入等の防止	—	—
閉じ込めの機能	[7.1-建5]屋外、非管理区域、第2種管理区域及び使用施設への溢水の拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする	漏水検知警報設備{835}
火災等による損傷の防止	[4.1-建5]消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓を設置、また、屋外消火栓は、防火水槽(100m <sup>3</sup> ×2)と消火水配管により接続	防火水槽{896}及び可搬消防ポンプ{897}
溢水による損傷の防止	[5.6.1-建3]屋外、非管理区域、及び第2種管理区域への溢水の拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする	漏水検知警報設備{835}
安全避難通路等	—	—
安全機能を有する施設	—	—
材料及び構造	—	—
搬送設備	—	—
核燃料物質の貯蔵施設	—	—
警報設備等	[13.1-建1]屋外、非管理区域、第2種管理区域及び使用施設への溢水の拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする	漏水検知警報設備{835}
放射線管理施設	—	—
廃棄施設	—	—
核燃料物質等による汚染の防止	—	—
遮蔽	—	—
換気設備	—	—
非常用電源設備	[16.1-建1]全ての非常用通報設備(無線式電話設備を除く)と自動火災報知設備は、それぞれを非常用ディーゼル発電機に接続する。  [16.1-建2]全ての緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯)は、副変電所の切替器を介して非常用ディーゼル発電機に接続する。	非常用ディーゼル発電機(屋外ケーブル系統){888}
通信連絡設備	—	—
その他事業許可で求める仕様	—	—

\*1: 設計番号は、四次申請(令和2年3月13日付)の設計番号を記載している

表イ設-1 UO<sub>2</sub>F<sub>2</sub>貯槽 仕様表 (1/3)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{29} UF <sub>6</sub> 蒸発・加水分解設備 UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 貯槽 {34} UF <sub>6</sub> 蒸発・加水分解設備 UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 貯槽液位高インターロック
設置場所	(1) 工場棟 転換工場 転換加工室 (2) 工場棟 転換工場 転換加工室 (3) 工場棟 転換工場 転換加工室 (4) 工場棟 転換工場 転換加工室 (5) 工場棟 転換工場 転換加工室 (6) 工場棟 転換工場 転換加工室	
機器名	UF <sub>6</sub> 蒸発・加水分解設備 UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 貯槽 (1) UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 貯槽 (1)-A (2) UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 貯槽 (1)-B (3) UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 貯槽 (1)-C (4) UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 貯槽 (2)-A (5) UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 貯槽 (2)-B (6) UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 貯槽 (2)-C	
変更内容	<p>(1) 改造</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 接続機器の改造に伴い、配管系統を改造する。</li> <li>・ 排気ダクトに閉止弁を設置する。</li> <li>・ ポンプを更新する。</li> <li>・ 閉じ込め性強化のため、インターロック機構の検出端・作動端を改造する。(※1)</li> <li>・ ポンプにオイルパン及び遮熱板を設置する。</li> <li>・ ポンプに核的制限値を設定する。</li> </ul> <p>(2) 改造</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 接続機器の改造に伴い、配管系統を改造する。</li> <li>・ 排気ダクトに閉止弁を設置する。</li> <li>・ 閉じ込め性強化のため、インターロック機構の検出端・作動端を改造する。(※1)</li> </ul> <p>(3) 改造</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 接続機器の改造に伴い、配管系統を改造する。</li> <li>・ 排気ダクトに閉止弁を設置する。</li> <li>・ 閉じ込め性強化のため、インターロック機構の検出端・作動端を改造する。(※1)</li> </ul> <p>(4) 改造</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 接続機器の改造に伴い、配管系統を改造する。</li> <li>・ 排気ダクトに閉止弁を設置する。</li> <li>・ ポンプを更新する。</li> <li>・ 閉じ込め性強化のため、インターロック機構の検出端・作動端を改造する。(※1)</li> <li>・ ポンプにオイルパン及び遮熱板を設置する。</li> <li>・ ポンプに核的制限値を設定する。</li> </ul> <p>(5) 改造</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 接続機器の改造に伴い、配管系統を改造する。</li> <li>・ 排気ダクトに閉止弁を設置する。</li> <li>・ 閉じ込め性強化のため、インターロック機構の検出端・作動端を改造する。(※1)</li> </ul> <p>(6) 改造</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 接続機器の改造に伴い、配管系統を改造する。</li> <li>・ 排気ダクトに閉止弁を設置する。</li> <li>・ 閉じ込め性強化のため、インターロック機構の検出端・作動端を改造する。(※1)</li> </ul> <p>*1: 液位高インターロックを新設する。</p>	
員数	6 基 (1) 1 基 (2) 1 基 (3) 1 基 (4) 1 基 (5) 1 基 (6) 1 基	

表イ設-1 UO<sub>2</sub>F<sub>2</sub>貯槽 仕様表 (2/3)

一般仕様	型式	円筒縦型
	主要な構造材	別表イ設-1
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/> (3) <input type="text"/> (4) <input type="text"/> (5) <input type="text"/> (6) <input type="text"/>
	その他の構成機器	UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 溶液配管系統(ポンプ含む)、液位計
	その他の性能	有効容積: 約 <input type="text"/> L
	取扱う核燃料物質の状態	UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 溶液
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{29} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 (UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 貯槽) 濃縮度 5%以下 直径 26.7cm 以下 (加水ポンプ) 濃縮度 5%以下 容 積 26.5L 以下 [4.1-設 5] 使用温度に対して核的制限値 (形状寸法) を維持する材料を使用する。 [4.1-設 7] ウラン溶液を取り扱う設備・機器に対して全濃度で未臨界とする。 [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する。 (図臨配-2、図臨転-1、図臨転-109) [3.2-建 1(4次)] 臨界隔離壁(第2核燃料倉庫領域)よりも高い位置に設置するユニットは、第2核燃料倉庫領域のユニットとの距離を必要隔離距離以上離れた配置に制限する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。インターロック (液位計) は耐震強度を有する十分な支持特性を有する設備に設置する。

表イ設-1 UO<sub>2</sub>F<sub>2</sub>貯槽 仕様表 (3/3)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する(配管系を含む)。 [6.1-設3] インターロックの制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。 {29}UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 貯槽(1)(2)-A~(1)(2)-C 第1類 部材: <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 取付ボルト: <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [10.1-設4] 排気は局所排気系統に接続する。 [10.1-設7] 液体ウランの逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は液体ウランの液面に接触しない構造とする。 [10.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設21] オーバーフローを防止するため、{34}UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 貯槽液位高インターロックを設置する。 [10.1-設21] オーバーフローを防止するため、{39}調液貯槽液位高インターロックを設置する。 [10.1-設22] UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 溶液を取り扱う設備・機器はUO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 飛散防止カバーを設置する。 [10.1-設28] 漏えい拡大防止用の堰(堰漏水検知警報設備付き)を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。インターロック(液位計)は不燃性構造材の中で使用する。 [11.3-設4] オイルパン及び遮熱板を設置する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(160mm)より高くする。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-設4] 堰には漏水検知器を設置する。 [18.2-設10] オーバーフローを防止するため、{39}調液貯槽液位高インターロックを設置する。 [18.2-設10] オーバーフローを防止するため、{34}UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 貯槽液位高インターロックを設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図イ配-1、図イ系-1、図イ設-1、図イ制-1、図イ制配-1	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条~第39条は該当しない。  
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
 [ ] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。



表イ設-2 熱交換器(UO<sub>2</sub>F<sub>2</sub>貯槽) 仕様表(1/2)

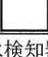
事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{30} UF <sub>6</sub> 蒸発・加水分解設備 熱交換器
設置場所	(1) 工場棟 転換工場 転換加工室 (2) 工場棟 転換工場 転換加工室	
機器名	UF <sub>6</sub> 蒸発・加水分解設備 熱交換器(UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 貯槽) (1) 熱交換器(UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 貯槽)(1) (2) 熱交換器(UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 貯槽)(2)	
変更内容	(1) 改造 ・ 既存設備を撤去し、新設する。 ・ 核的制限値を設定する。 (2) 改造 ・ 核的制限値を設定する。	
員数	2基 (1) 1基 (2) 1基	
一般仕様	型式	ブロック式熱交換器
	主要な構造材	別表イ設-2
	寸法(単位:mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	—
	その他の性能	有効容積: 約 <input type="text"/> L
	取扱う核燃料物質の状態	UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 溶液
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	{30} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 容 積 26.5L以下 [4.1-設5] 使用温度に対して核的制限値(形状寸法)を維持する材料を使用する。 [4.1-設7] ウラン溶液を取り扱う設備・機器に対して全濃度で未臨界とする。 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する。 (図臨配-2、図臨転-2) [3.2-建1(4次)] 臨界隔離壁(第2核燃料倉庫領域)よりも高い位置に設置するユニットは、第2核燃料倉庫領域のユニットとの距離を必要離隔距離以上離れた配置に制限する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

表イ設-2 熱交換器(UO<sub>2</sub>F<sub>2</sub>貯槽) 仕様表(2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {30}熱交換器(UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 貯槽)※1 第1類 支持脚部材： — (高剛性のためボルト評価で代表) 支持脚取付ボルト： <input type="checkbox"/> 、 <input type="checkbox"/> ※1：耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [10.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設22] 保温カバーにより UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 溶液の飛散を防止する。 [10.1-設28] 漏えい拡大防止用の堰(堰漏水検知警報設備付き)を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 熱交換器には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(160mm)より高くする。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-設4] 堰には漏水検知器を設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図イ配-1、図イ系-1、図イ設-2	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。  
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
 [ ] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表イ設-3 堰(UO<sub>2</sub>F<sub>2</sub>貯槽) 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{31} UF <sub>6</sub> 蒸発・加水分解設備 堰(UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 貯槽) {32} UF <sub>6</sub> 蒸発・加水分解設備 堰漏水検知警報設備
設置場所		(1) 工場棟 転換工場 転換加工室 (2) 工場棟 転換工場 転換加工室
機器名		UF <sub>6</sub> 蒸発・加水分解設備 堰(UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 貯槽) (1) 堰(UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 貯槽)(1) (2) 堰(UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 貯槽)(2)
変更内容		(1) 新設 ・ ウラン溶液漏えい時の拡大防止のために堰を設置する。 ・ 閉じ込め性強化のため、インターロック機構の検出端・作動端を改造する。(*1) (2) 新設 ・ ウラン溶液漏えい時の拡大防止のために堰を設置する。 ・ 閉じ込め性強化のため、インターロック機構の検出端・作動端を改造する。(*1) *1: 堰漏水検知警報設備を新設する。
員数		2式 (1) 1基 (2) 1基
一般仕様	型式	床固定式
	主要な構造材	別表イ設-3
	寸法(単位:mm)	(1)  (図イ設-3 参照) (2)  (図イ設-3 参照)
	その他の構成機器	漏水検知器
	その他の性能	-
取扱う核燃料物質の状態		- (UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 溶液)
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	{31} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 厚み 12.7cm以下 [4.1-設2] ウランが流入する恐れがある設備・機器に対して核的制限値を設定する。 [4.1-設5] 使用温度に対して核的制限値(形状寸法)を維持する材料を使用する。 [4.1-設7] ウラン溶液を取り扱う設備・機器に対して全濃度で未臨界とする。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

表イ設-3 堰(UO<sub>2</sub>F<sub>2</sub>貯槽) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [6.1-設6] 警報設備の制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。 {31}堰(UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 貯槽) 第1類 部材: <input type="text"/> アンカーボルト: <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設28] 漏えい拡大防止用の堰(堰漏水検知警報設備付き)を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-設4] 堰には漏水検知器を設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図イ配-1、図イ系-1、図イ設-3、図イ制-49、図イ制配-1	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。  
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
 [ ] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表イ設-4 飛散防止カバー 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{33} UF <sub>6</sub> 蒸発・加水分解設備 飛散防止カバー
設置場所	(1) 工場棟 転換工場 転換加工室 (2) 工場棟 転換工場 転換加工室	
機器名	UF <sub>6</sub> 蒸発・加水分解設備 飛散防止カバー (1) 飛散防止カバー(1) (2) 飛散防止カバー(2)	
変更内容	(1) 新設 ・ 閉じ込め性強化のため、UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 溶液取扱い設備まわりにカバーをつける。 (2) 新設 ・ 閉じ込め性強化のため、UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 溶液取扱い設備まわりにカバーをつける。	
員数	2 式 (1) 1 基 (2) 1 基	
一般仕様	型式	フードボックス式
	主要な構造材	別表イ設-4
	寸法(単位:mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 配管用防護カバー
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	—
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

表イ設-4 飛散防止カバー 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {33}飛散防止カバー※1 第1類 ※1: 共通架台と一体構造のため、耐震評価は共通架台として実施。 UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 配管用防護カバー (転換加工室) 部材: <input type="text"/> 取付ボルト: <input type="text"/> 、 <input type="text"/> UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 配管用防護カバー架台 (転換加工室) 部材: <input type="text"/> 、 <input type="text"/> アンカーボルト: <input type="text"/> 、 <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設4] 排気は局所排気系統に接続する。 [10.1-設22] UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 溶液を取り扱う設備・機器はUO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 飛散防止カバーを設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設1] フードボックスパネルには不燃性材料を使用する。 [11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図イ配-1、図イ系-1、図イ設-4、図イ設-123	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。  
凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
[ ] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表イ設-5 液受槽 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{35} UF <sub>6</sub> 蒸発・加水分解設備 液受槽 {36} UF <sub>6</sub> 蒸発・加水分解設備 液受槽液位高インターロック
設置場所	(1) 工場棟 転換工場 転換加工室 (2) 工場棟 転換工場 転換加工室	
機器名	UF <sub>6</sub> 蒸発・加水分解設備 液受槽 (1) 液受槽(1) (2) 液受槽(2)	
変更内容	<p>(1) 改造</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 接続機器の改造に伴い、配管系統を改造する。</li> <li>・ 排気ダクトに閉止弁を設置する。</li> <li>・ 閉じ込め性強化のため、インターロック機構の検出端・作動端を改造する。(※1)</li> <li>・ オイルパン及び遮熱板を設置する。</li> <li>・ ポンプ、エアチャンバに核的制限値を設定する。</li> </ul> <p>(2) 改造</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 接続機器の改造に伴い、配管系統を改造する。</li> <li>・ 排気ダクトに閉止弁を設置する。</li> <li>・ ポンプを更新する。</li> <li>・ 閉じ込め性強化のため、インターロック機構の検出端・作動端を改造する。(※1)</li> <li>・ オイルパン及び遮熱板を設置する。</li> <li>・ ポンプ、エアチャンバに核的制限値を設定する。</li> </ul> <p>*1: 液位高インターロックを新設する。</p>	
員数	2 基 (1) 1 基 (2) 1 基	
一般仕様	型式	円筒縦型
	主要な構造材	別表イ設-5
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 溶液配管系統(ポンプ含む)、エアチャンバ、液位計
	その他の性能	有効容積: 約 <input type="text"/> L
	取扱う核燃料物質の状態	UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 溶液
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	<p>{35}</p> <p>[4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 (液受槽) 濃縮度 5%以下 直 径 26.7cm 以下 (エアチャンバ) 濃縮度 5%以下 直 径 26.7cm 以下 (循環ポンプ) 濃縮度 5%以下 容 積 26.5L 以下</p> <p>[4.1-設 5] 使用温度に対して核的制限値 (形状寸法) を維持する材料を使用する。 [4.1-設 7] ウラン溶液を取り扱う設備・機器に対して全濃度で未臨界とする。 [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する。 (図臨配-2、図臨転-3、図臨転-109)</p> <p>[3.2-建 1(4次)] 臨界隔離壁(第2核燃料倉庫領域)よりも高い位置に設置するユニットは、第2核燃料倉庫領域のユニットとの距離を必要隔離距離以上離れた配置に制限する。</p>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。インターロック (液位計) は耐震強度を有する十分な支持特性を有する設備に設置する。

表イ設-5 液受槽 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する(配管系を含む)。 [6.1-設3] インターロックの制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。 {35}液受槽 第1類 部材: <input type="checkbox"/> 取付ボルト: <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [10.1-設4] 排気は局所排気系統に接続する。 [10.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設21] オーバーフローを防止するため、{36}液受槽液位高インターロックを設置する。 [10.1-設21] オーバーフローを防止するため、{26}循環貯槽液位高インターロックを設置する。 [10.1-設22] UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 溶液を取り扱う設備・機器はUO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 飛散防止カバーを設置する。 [10.1-設28] 漏えい拡大防止用の堰(堰漏水検知警報設備付き)を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。構造部材の一部に、 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> を使用するインターロック(液位計)は、不燃性構造材の中に設置する。 [11.3-設4] オイルパン及び遮熱板を設置する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(160mm)より高くする。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-設4] 堰には漏水検知器を設置する。 [18.2-設10] オーバーフローを防止するため、{36}液受槽液位高インターロックを設置する。 [18.2-設10] オーバーフローを防止するため、{26}循環貯槽液位高インターロックを設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図イ配-1、図イ系-1、図イ設-5、図イ制-2、図イ制配-1	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。  
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
 [ ] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。



表イ設-6 調液貯槽 仕様表 (1/3)

事業許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{37} UF <sub>6</sub> 蒸発・加水分解設備 調液貯槽 {39} UF <sub>6</sub> 蒸発・加水分解設備 調液貯槽液位高インターロック
設置場所		(1) 工場棟 転換工場 転換加工室 (2) 工場棟 転換工場 転換加工室 (3) 工場棟 転換工場 転換加工室 (4) 工場棟 転換工場 転換加工室
機器名		UF <sub>6</sub> 蒸発・加水分解設備 調液貯槽 (1) 調液貯槽(1)-A (2) 調液貯槽(1)-B (3) 調液貯槽(2)-A (4) 調液貯槽(2)-B
変更内容		(1) 改造 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 接続機器の改造に伴い、配管系統を改造する。</li> <li>・ 排気ダクトに閉止弁を設置する。</li> <li>・ 閉じ込め性強化のため、インターロック機構の検出端・作動端を改造する。(*1)</li> <li>・ ポンプにオイルパン及び遮熱板を設置する。</li> <li>・ ポンプに核的制限値を設定する。</li> </ul> (2) 改造 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 接続機器の改造に伴い、配管系統を改造する。</li> <li>・ 排気ダクトに閉止弁を設置する。</li> <li>・ 閉じ込め性強化のため、インターロック機構の検出端・作動端を改造する。(*1)</li> <li>・ ポンプにオイルパン及び遮熱板を設置する。</li> </ul> (3) 改造 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 接続機器の改造に伴い、配管系統を改造する。</li> <li>・ 排気ダクトに閉止弁を設置する。</li> <li>・ 閉じ込め性強化のため、インターロック機構の検出端・作動端を改造する。(*1)</li> <li>・ ポンプにオイルパン及び遮熱板を設置する。</li> <li>・ ポンプを移設する。</li> <li>・ ポンプに核的制限値を設定する。</li> </ul> (4) 改造 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 接続機器の改造に伴い、配管系統を改造する。</li> <li>・ 排気ダクトに閉止弁を設置する。</li> <li>・ 閉じ込め性強化のため、インターロック機構の検出端・作動端を改造する。(*1)</li> <li>・ ポンプにオイルパン及び遮熱板を設置する。</li> </ul> *1: 液位高インターロックを新設する。
員数		4 基 (1) 1 基 (2) 1 基 (3) 1 基 (4) 1 基
一般仕様	型式	円筒縦型
	主要な構造材	別表イ設-6
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/> (3) <input type="text"/> (4) <input type="text"/>
	その他の構成機器	UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 溶液配管系統(ポンプ含む)、液位計
	その他の性能	有効容積: 約 <input type="text"/> L
取扱う核燃料物質の状態	UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 溶液	

表イ設-6 調液貯槽 仕様表 (2/3)

技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	{37} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 (調液貯槽) 濃縮度 5%以下 直 径 26.7cm 以下 (原液ポンプ) 濃縮度 5%以下 容 積 26.5L 以下 [4.1-設5] 使用温度に対して核的制限値(形状寸法)を維持する材料を使用する。 [4.1-設7] ウラン溶液を取り扱う設備・機器に対して全濃度で未臨界とする。 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する。 (図臨配-2、図臨転-4、図臨転-109) [3.2-建1(4次)] 臨界隔離壁(第2核燃料倉庫領域)よりも高い位置に設置するユニットは、第2核燃料倉庫領域のユニットとの距離を必要隔離距離以上離れた配置に制限する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。インターロック(液位計)は耐震強度を有する十分な支持特性を有する設備に設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する(配管系を含む)。 [6.1-設3] インターロックの制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。 {37}調液貯槽 第1類 部材: <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 取付ボルト: <input type="text"/> <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [10.1-設4] 排気は局所排気系統に接続する。 [10.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設21] オーバーフローを防止するため、{43}沈殿槽液位高インターロックを設置する。 [10.1-設21] オーバーフローを防止するため、{46}熟成槽液位高インターロックを設置する。 [10.1-設21] オーバーフローを防止するため、{39}調液貯槽液位高インターロックを設置する。 [10.1-設22] UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 溶液を取り扱う設備・機器はUO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 飛散防止カバーを設置する。 [10.1-設24] ウラン溶液の廃液処理設備(1)への流出防止のため、{44}沈殿槽流量比インターロックを設置する。 [10.1-設28] 漏えい拡大防止用の堰(堰漏水検知警報設備付き)を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。構造部材の一部に、 <input type="text"/> <input type="text"/> を使用するインターロック(液位計)は、不燃性構造材の中に設置する。 [11.3-設4] オイルパン及び遮熱板を設置する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(160mm)より高くする。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
核燃料物質の貯蔵施設	—	

表イ設-6 調液貯槽 仕様表 (3/3)

技術基準に基づく設計 (注)	警報設備等	[18.1-設 4] 堰には漏水検知器を設置する。 [18.2-設 10] オーバーフローを防止するため、(39) 調液貯槽液位高インターロックを設置する。 [18.2-設 10] オーバーフローを防止するため、(43) 沈殿槽液位高インターロックを設置する。 [18.2-設 10] オーバーフローを防止するため、(46) 熟成槽液位高インターロックを設置する。 [18.2-設 24] ウラン溶液の廃液処理系統への流出防止のため、(44) 沈殿槽流量比インターロックを設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設 1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設 3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図イ配-1、図イ系-1、図イ設-6、図イ制-3、図イ制配-1	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。  
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
 [ ] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表イ設-7 熱交換器(調液貯槽) 仕様表 (1/2)

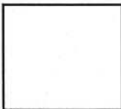
事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{38} UF <sub>6</sub> 蒸発・加水分解設備 熱交換器
設置場所		(1) 工場棟 転換工場 転換加工室 (2) 工場棟 転換工場 転換加工室
機器名		UF <sub>6</sub> 蒸発・加水分解設備 熱交換器(調液貯槽) (1) 熱交換器(調液貯槽)(1) (2) 熱交換器(調液貯槽)(2)
変更内容		(1) 改造 ・ 既存設備を撤去し、新設する。 ・ 核的制限値を設定する。 (2) 改造 ・ 核的制限値を設定する。
員数		2基 (1) 1基 (2) 1基
一般仕様	型式	ブロック式熱交換器
	主要な構造材	別表イ設-7
	寸法(単位:mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	-
	その他の性能	有効容積: 約 <input type="text"/> 。
	取扱う核燃料物質の状態	UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 溶液
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	{38} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 容 積 26.5L以下 [4.1-設5] 使用温度に対して核的制限値(形状寸法)を維持する材料を使用する。 [4.1-設7] ウラン溶液を取り扱う設備・機器に対して全濃度で未臨界とする。 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する。 (図臨配-2、図臨転-5)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

表イ設-7 熱交換器(調液貯槽) 仕様表 (2/2)

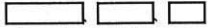
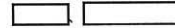
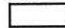

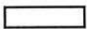

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {38}熱交換器(調液貯槽)(1)(2)第1類 熱交換器(調液貯槽)(1)(2)部材：－(高剛性のためボルト評価で代表) 熱交換器(調液貯槽)(1)(2)取付ボルト： <input type="text"/> <input type="text"/> 熱交換器(調液貯槽)(2)架台部材： <input type="text"/> 熱交換器(調液貯槽)(2)架台取付ボルト： <input type="text"/> <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	－
	外部からの衝撃による損傷の防止	－
	人の不法な侵入等の防止	－
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [10.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設22] 保温カバーによりUO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 溶液の飛散を防止する。 [10.1-設28] 漏えい拡大防止用の堰(堰漏水検知警報設備付き)を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 熱交換器には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(160mm)より高くする。
	安全避難通路等	－
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	－
	搬送設備	－
	核燃料物質の貯蔵施設	－
	警報設備等	[18.1-設4] 堰には漏水検知器を設置する。
	放射線管理施設	－
	廃棄施設	－
	核燃料物質等による汚染の防止	－
	遮蔽	－
	換気設備	－
	非常用電源設備	－
	通信連絡設備	－
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図イ配-1、図イ系-1、図イ設-7	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。  
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
 [ ] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表イ設-8 沈殿槽 仕様表 (1/3)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{40} 沈殿設備 沈殿槽 {43} 沈殿設備 沈殿槽液位高インターロック {44} 沈殿設備 沈殿槽流量比インターロック
設置場所	(1) 工場棟 転換工場 転換加工室 (2) 工場棟 転換工場 転換加工室 (3) 工場棟 転換工場 転換加工室 (4) 工場棟 転換工場 転換加工室	
機器名	沈殿設備 沈殿槽 (1) 沈殿槽 (1)-A (2) 沈殿槽 (1)-B (3) 沈殿槽 (2)-A (4) 沈殿槽 (2)-B	
変更内容	<p>(1) 改造</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>計量槽を撤去する。</li> <li>接続機器の改造に伴い、配管系統を改造する。</li> <li>閉じ込め性強化のため、インターロック機構の検出端・作動端を改造する。(※1)</li> <li>架台を撤去し、新設する。</li> <li>液位検出器に核的制限値を設定する。</li> </ul> <p>(2) 改造</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>接続機器の改造に伴い、配管系統を改造する。</li> <li>閉じ込め性強化のため、インターロック機構の検出端・作動端を改造する。(※1)</li> <li>架台を撤去し、新設する。</li> <li>液位検出器に核的制限値を設定する。</li> </ul> <p>(3) 改造</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>計量槽を撤去する。</li> <li>接続機器の改造に伴い、配管系統を改造する。</li> <li>閉じ込め性強化のため、インターロック機構の検出端・作動端を改造する。(※1)</li> <li>架台を撤去し、新設する。</li> <li>液位検出器に核的制限値を設定する。</li> </ul> <p>(4) 改造</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>接続機器の改造に伴い、配管系統を改造する。</li> <li>閉じ込め性強化のため、インターロック機構の検出端・作動端を改造する。(※1)</li> <li>架台を撤去し、新設する。</li> <li>液位検出器に核的制限値を設定する。</li> </ul> <p>*1: 液位高インターロックを新設する。 (注)耐震補強のため、共通架台への部材の変更、追加及び据付部を追加する。</p>	
員数	4 基 (1) 1 基 (2) 1 基 (3) 1 基 (4) 1 基	
一般仕様	型式	円筒縦型
	主要な構造材	別表イ設-8
	寸法 (単位: mm)	(1)  (2) (3) (4)
	その他の構成機器	ウラン配管系統、液位計、流量計
	その他の性能	有効容積: 約 <input type="text"/> L
取扱う核燃料物質の状態	ADU スラリ、UO <sub>2</sub> (NO <sub>3</sub> ) <sub>2</sub> 溶液	

表イ設-8 沈殿槽 仕様表 (2/3)

技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	<p>{40}</p> <p>[4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 (沈殿槽) 濃縮度 5%以下 直 径 26.3cm 以下 (液位検知部) 濃縮度 5%以下 直 径 26.3cm 以下</p> <p>[4.1-設 5] 使用温度に対して核的制限値 (形状寸法) を維持する材料を使用する。 [4.1-設 7] ウラン溶液を取り扱う設備・機器に対して全濃度で未臨界とする。 [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する。 (図臨配-2、図臨転-6)</p> <p>[3.2-建 1(4次)] 臨界隔離壁(第2核燃料倉庫領域)よりも高い位置に設置するユニットは、第2核燃料倉庫領域のユニットとの距離を必要離隔距離以上離れた配置に制限する。</p>
	安全機能を有する施設の地盤	<p>[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。インターロック (液位計、流量計) は耐震強度を有する十分な支持特性を有する設備に設置する。</p>
技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	<p>[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する (配管系を含む)。 [6.1-設 3] インターロックの制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。</p> <p>{40} 沈殿槽 第1類</p> <p>沈殿槽 (1) (2)-A, (1) (2)-B 部材: </p> <p>沈殿槽 (1) (2)-A, (1) (2)-B 取付ボルト: </p> <p>沈殿槽 (1) (2) 架台部材: </p> <p>沈殿槽 (1) (2) 架台取付ボルト: </p> <p>加水設備共通架台及び飛散防止カバー※1</p> <p>加水設備共通架台及び飛散防止カバー部材: </p> <p>加水設備共通架台及び飛散防止カバーアンカーボルト: </p> <p>※1: 共通架台 (図イ配-1、図イ設-123) は、複数のUF<sub>6</sub>蒸発・加水設備及び沈殿設備 ({29}・{30}・{33}・{34}・{35}・{36}・{37}・{38}・{39}・{40}・{43}・{44}・{45}・{46}・{54}・{57}・{59}・{65}・{66}) を設置しており、設置設備共通の耐震評価を実施。</p>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設 1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	<p>[10.1-設 1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [10.1-設 7] 液体ウランの逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は液体ウランの液面に接触しない構造とする。 [10.1-設 8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設 21] オーバーフローを防止するため、{43}沈殿槽液位高インターロックを設置する。 [10.1-設 24] ウラン溶液の廃液処理設備 (1) への流出防止のため、{44} 沈殿槽流量比インターロックを設置する。 [10.1-設 28] 漏えい拡大防止用の堰 (堰漏水検知警報設備付き) を設置する。</p>
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。インターロック (液位計、流量計) は不燃性及び難燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	<p>[12.1-設 1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位 (160mm) より高くする。 [12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。</p>
	安全避難通路等	—

表イ設-8 沈殿槽 仕様表 (3/3)

技術基準に基づく設計 (注)	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-設4] 堰には漏水検知器を設置する。 [18.2-設10] オーバーフローを防止するため、{43}沈殿槽液位高インターロックを設置する。 [18.2-設24] ウラン溶液の廃液処理系統への流出防止のため、{44}沈殿槽流量比インターロックを設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力（1G程度）に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図イ配-1、図イ系-2、図イ設-8、図イ設-123、図イ制-4、図イ制-5、図イ制配-1	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。  
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
 [ ] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。



表イ設-9 堰(液貯槽) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{41} 沈殿設備 堰(液貯槽) {42} 沈殿設備 堰漏水検知警報設備
設置場所		(1) 工場棟 転換工場 転換加工室 (2) 工場棟 転換工場 転換加工室
機器名		沈殿設備 堰(液貯槽) (1) 堰(液貯槽)(1) (2) 堰(液貯槽)(2)
変更内容		(1) 新設 ・ウラン溶液漏えい時の拡大防止のために堰を設置する。 ・核的制限値を設定する。 ・閉じ込め性強化のため、インターロック機構の検出端・作動端を改造する。(※1) (2) 新設 ・ウラン溶液漏えい時の拡大防止のために堰を設置する。 ・核的制限値を設定する。 ・閉じ込め性強化のため、インターロック機構の検出端・作動端を改造する。(※1) *1: 堰漏水検知警報設備を新設する。
員数		2 式 (1) 1 基 (2) 1 基
一般仕様	型式	床固定式
	主要な構造材	別表イ設-9
	寸法(単位:mm)	(1)  (図イ設-9 参照) (2)  (図イ設-9 参照)
	その他の構成機器	漏水検知器
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	- (ADU スラリ、UO <sub>2</sub> (NO <sub>3</sub> ) <sub>2</sub> 溶液、UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 溶液)
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{41} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 厚み 12.3cm 以下 [4.1-設 2] ウランが流入する恐れがある設備・機器に対して核的制限値を使用する。 [4.1-設 5] 使用温度に対して核的制限値(形状寸法)を維持する材料を選定する。 [4.1-設 7] ウラン溶液を取り扱う設備・機器に対して全濃度で未臨界とする。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

表イ設-9 堰(液貯槽) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [6.1-設6] 警報設備の制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。 {41}堰(液貯槽) 第1類 部材: <input type="text"/> アンカーボルト: <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設28] 漏えい拡大防止用の堰(堰漏水検知警報設備付き)を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-設4] 堰には漏水検知器を設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図イ配-1、図イ系-2、図イ設-9、図イ制-50、図イ制配-1	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。  
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
 [ ] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表イ設-10 熟成槽 仕様表 (1/4)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{45} 沈殿設備 熟成槽 {46} 沈殿設備 熟成槽液位高インターロック
設置場所		(1) 工場棟 転換工場 転換加工室 (2) 工場棟 転換工場 転換加工室 (3) 工場棟 転換工場 転換加工室 (4) 工場棟 転換工場 転換加工室 (5) 工場棟 転換工場 転換加工室 (6) 工場棟 転換工場 転換加工室 (7) 工場棟 転換工場 転換加工室 (8) 工場棟 転換工場 転換加工室 (9) 工場棟 転換工場 転換加工室 (10) 工場棟 転換工場 転換加工室
機器名		沈殿設備 熟成槽 (1) 熟成槽 (1)-A (2) 熟成槽 (1)-B (3) 熟成槽 (1)-C (4) 熟成槽 (1)-D (5) 熟成槽 (1)-E (6) 熟成槽 (2)-A (7) 熟成槽 (2)-B (8) 熟成槽 (2)-C (9) 熟成槽 (2)-D (10) 熟成槽 (2)-E

表イ設-10 熟成槽 仕様表 (2/4)

<p>変更内容</p>	<p>(1) 改造          ・ 接続機器の改造に伴い、配管系統を改造する。          ・ 閉じ込め性強化のため、インターロック機構の検出端・作動端を改造する。(※1)</p> <p>(2) 改造          ・ 接続機器の改造に伴い、配管系統を改造する。          ・ 閉じ込め性強化のため、インターロック機構の検出端・作動端を改造する。(※1)</p> <p>(3) 改造          ・ 接続機器の改造に伴い、配管系統を改造する。          ・ 閉じ込め性強化のため、インターロック機構の検出端・作動端を改造する。(※1)</p> <p>(4) 改造          ・ 沈降速度測定装置を撤去する。          ・ 接続機器の改造に伴い、配管系統を改造する。          ・ 閉じ込め性強化のため、インターロック機構の検出端・作動端を改造する。(※1)</p> <p>(5) 改造          ・ 接続機器の改造に伴い、配管系統を改造する。          ・ ポンプを更新する。          ・ 閉じ込め性強化のため、インターロック機構の検出端・作動端を改造する。(※1)          ・ ポンプにオイルパン及び遮熱板を設置する。          ・ ポンプに核的制限値を設定する。</p> <p>(6) 改造          ・ 接続機器の改造に伴い、配管系統を改造する。          ・ 閉じ込め性強化のため、インターロック機構の検出端・作動端を改造する。(※1)</p> <p>(7) 改造          ・ 接続機器の改造に伴い、配管系統を改造する。          ・ 閉じ込め性強化のため、インターロック機構の検出端・作動端を改造する。(※1)</p> <p>(8) 改造          ・ 沈降速度測定装置を撤去する。          ・ 接続機器の改造に伴い、配管系統を改造する。          ・ 閉じ込め性強化のため、インターロック機構の検出端・作動端を改造する。(※1)</p> <p>(9) 改造          ・ 沈降速度測定装置を撤去する。          ・ 接続機器の改造に伴い、配管系統を改造する。          ・ 閉じ込め性強化のため、インターロック機構の検出端・作動端を改造する。(※1)</p> <p>(10) 改造          ・ 接続機器の改造に伴い、配管系統を改造する。          ・ ポンプを更新する。          ・ 閉じ込め性強化のため、インターロック機構の検出端・作動端を改造する。(※1)          ・ ポンプにオイルパン及び遮熱板を設置する。          ・ ポンプに核的制限値を設定する。</p> <p>*1：液位高インターロックを新設する。</p>
<p>員数</p>	<p>10 基          (1) 1 基          (2) 1 基          (3) 1 基          (4) 1 基          (5) 1 基          (6) 1 基          (7) 1 基          (8) 1 基          (9) 1 基          (10) 1 基</p>

表イ設-10 熟成槽 仕様表 (3/4)

一般仕様	型式	円筒縦型
	主要な構造材	別表イ設-10
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/> (3) <input type="text"/> (4) <input type="text"/> (5) <input type="text"/> (6) <input type="text"/> (7) <input type="text"/> (8) <input type="text"/> (9) <input type="text"/> (10) <input type="text"/>
	その他の構成機器	ウラン配管系統 (ポンプ含む)、液位計、熟成槽純水遮断弁
	その他の性能	有効容積: 約 <input type="text"/> L
技術基準に基づく設計 (注)	取扱う核燃料物質の状態	ADU スラリ、UO <sub>2</sub> (NO <sub>3</sub> ) <sub>2</sub> 溶液
	核燃料物質の臨界防止	{45} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 (熟成槽) 濃縮度 5%以下 直 径 26.3cm 以下 (ADU スラリポンプ) 濃縮度 5%以下 容 積 30.3L 以下 [4.1-設 5] 使用温度に対して核的制限値 (形状寸法) を維持する材料を使用する。 [4.1-設 7] ウラン溶液を取り扱う設備・機器に対して全濃度で未臨界とする。 [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する。 (図臨配-2、図臨転-7、図臨転-109) [3.2-建 1(4次)] 臨界隔離壁 (第 2 核燃料倉庫領域) よりも高い位置に設置するユニットは、第 2 核燃料倉庫領域のユニットとの距離を必要離隔距離以上離れた配置に制限する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。インターロック (液位計) は耐震強度を有する十分な支持特性を有する設備に設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する (配管系を含む)。 [6.1-設 3] インターロックの制御部は耐震重要度分類第 3 類に分類する。 {45} 熟成槽 (1)-A~(1)-E, (2)-A~(2)-E 第 1 類 部材: <input type="text"/> 取付ボルト: <input type="text"/> <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設 1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—

表イ設-10 熟成槽 仕様表 (4/4)

技術基準に基づく設計 (注)	閉じ込めの機能	[10.1-設 1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [10.1-設 7] 液体ウランの逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は液体ウランの液面に接触しない構造とする。 [10.1-設 8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設 21] オーバーフローを防止するため、{46} 熟成槽液位高インターロックを設置する。 [10.1-設 21] オーバーフローを防止するため、{51} 洗浄槽液位高インターロックを設置する。 [10.1-設 21] オーバーフローを防止するため、{53} 洗浄ろ液分離槽液位高インターロックを設置する。 [10.1-設 21] オーバーフローを防止するため、{56} ろ液分離槽液位高インターロックを設置する。 [10.1-設 21] オーバーフローを防止するため、{68} 洗浄液受槽液位高インターロックを設置する。 [10.1-設 28] 漏えい拡大防止用の堰 (堰漏水検知警報設備付き) を設置する。 [10.1-設 38] 液体ウランの逆流を防止するため、逆止弁を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。インターロック (液位計) は不燃性材料を使用する。 [11.3-設 4] オイルパン及び遮熱板を設置する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位 (160mm) より高くする。 [12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能 (臨界、閉じ込め、遮蔽等) を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-設 4] 堰には漏水検知器を設置する。 [18.2-設 10] オーバーフローを防止するため、{46} 熟成槽液位高インターロックを設置する。 [18.2-設 10] オーバーフローを防止するため、{51} 洗浄槽液位高インターロックを設置する。 [18.2-設 10] オーバーフローを防止するため、{53} 洗浄ろ液分離槽液位高インターロックを設置する。 [18.2-設 10] オーバーフローを防止するため、{56} ろ液分離槽液位高インターロックを設置する。 [18.2-設 10] オーバーフローを防止するため、{68} 洗浄液受槽液位高インターロックを設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設 1] Sクラスに属する施設に求められる地震力 (1G 程度) に対して十分な強度を有するよう、第 1 類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲となる設計とする。 [99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図イ配-1、図イ系-2、図イ設-10、図イ制-6、図イ制配-1	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条～第 39 条は該当しない。  
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
 [ ] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。  
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

表イ設-11 遠心分離機（洗浄用） 仕様表（1/2）

事業許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第 1711011 号（平成 29 年 11 月 1 日付）
	設備・機器名称	{47} 洗浄設備 遠心分離機（洗浄用）
設置場所		(1) 工場棟 転換工場 転換加工室 (2) 工場棟 転換工場 転換加工室
機器名		洗浄設備 遠心分離機（洗浄用） (1) 遠心分離機（洗浄用）(1) (2) 遠心分離機（洗浄用）(2)
変更内容		(1) 改造 ・ 接続機器の改造に伴い、配管系統を改造する。 ・ オイルパン及び遮熱板を設置する。 (2) 改造 ・ 接続機器の改造に伴い、配管系統を改造する。 ・ オイルパン及び遮熱板を設置する。 (注)耐震補強のため、共通架台への部材の追加及び据付部を改造する。
員数		2 基 (1) 1 基 (2) 1 基
一般仕様	型式	デカンタ型遠心沈降式
	主要な構造材	別表イ設-11
	寸法（単位：mm）	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	ADU スラリ配管系統（ポンプ含む）、洗浄ろ液配管系統、水配管系統（逆止弁含む）、洗浄純水遮断弁、水配管系統（逆止弁含む）
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	ADU スラリ、ADU ケーキ、 $UO_2(NO_3)_2$ 溶液
技術基準に基づく設計（注）	核燃料物質の臨界防止	{47} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 ボウル 内径 36.0cm 以下、長さ 56.5cm 以下、厚み 1.0cm 以上 固形物側ケーシング 厚み 11.5cm 以下、幅 62.0cm 以下、長さ 200.0cm 以下 清澄液側ケーシング 厚み 14.5cm 以下、幅 62.0cm 以下、長さ 140.0cm 以下 堰高さ 5.0cm 以下 ボロン入りステンレス ボロン含有率 1%以上、厚み 0.4cm 以上、幅 40.0cm 以上、長さ 70.0cm 以上 [4.1-設 5] 使用温度に対して核的制限値（形状寸法）を維持する材料を使用する。 [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する。 (図臨配-2、図臨転-8)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

表イ設-11 遠心分離機（洗浄用） 仕様表（2/2）

技術基準に基づく設計（注）	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する（配管系を含む）。 {47}遠心分離機（洗浄用）第1類 遠心分離機（洗浄用）部材：－（高剛性のためボルト評価で代表） 遠心分離機（洗浄用）取付ボルト： [ ] [ ] 遠心分離機（洗浄用）架台部材： [ ] 遠心分離機（洗浄用）架台取付ボルト： [ ] [ ] 洗浄設備共通架台(1)※1 洗浄設備共通架台(1)部材： [ ] [ ] 洗浄設備共通架台(1)アンカーボルト： [ ] [ ] [ ] 洗浄設備共通架台(2)※1 洗浄設備共通架台(2)部材： [ ] [ ] 洗浄設備共通架台(2)アンカーボルト： [ ] [ ] ※1：共通架台（図イ配-1、図イ設-124）は、複数の設備（{47}・{50}・{51}・{52}・{53}）を設置しており、設置設備共通の耐震評価を実施。
	津波による損傷の防止	－
	外部からの衝撃による損傷の防止	－
	人の不法な侵入等の防止	－
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [10.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設28] 漏えい拡大防止用の堰（堰漏水検知警報設備付き）を設置する。 [10.1-設38] 液体ウランの逆流を防止するため、逆止弁を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。 [11.3-設4] オイルパン及び遮熱板を設置する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位（160mm）より高くする。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	－
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	－
	搬送設備	－
	核燃料物質の貯蔵施設	－
	警報設備等	[18.1-設4] 堰には漏水検知器を設置する。
	放射線管理施設	－
	廃棄施設	－
	核燃料物質等による汚染の防止	－
	遮蔽	－
	換気設備	－
	非常用電源設備	－
	通信連絡設備	－
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力（1G程度）に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図イ配-1、図イ系-3、図イ設-11、図イ設-124	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。  
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
 [ ] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。



表イ設-12 堰（洗浄槽） 仕様表（1/2）

事業許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第 1711011 号（平成 29 年 11 月 1 日付）
	設備・機器名称	{48} 洗浄設備 堰（洗浄槽） {49} 洗浄設備 堰漏水検知警報設備
設置場所		工場棟 転換工場 転換加工室
機器名		洗浄設備 堰（洗浄槽）
変更内容		<p>新設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ウラン溶液漏えい時の拡大防止のために堰を設置する。</li> <li>・ 核的制限値を設定する。</li> <li>・ 閉じ込め性強化のため、インターロック機構の検出端・作動端を改造する。（*1）</li> </ul> <p>*1：堰漏水検知警報設備を新設する。</p>
員数		1 式
一般仕様	型式	床固定式
	主要な構造材	別表イ設-12
	寸法（単位：mm）	□ (図イ設-12 参照)
	その他の構成機器	漏水検知器
	その他の性能	—
取扱う核燃料物質の状態		—（ADU スラリ、ADU ケーキ、UO <sub>2</sub> (NO <sub>3</sub> ) <sub>2</sub> 溶液）
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	<p>{48}</p> <p>[4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 厚み 12.3cm 以下</p> <p>[4.1-設 5] 使用温度に対して核的制限値（形状寸法）を維持する材料を使用する。 [4.1-設 2] ウランが流入する恐れがある設備・機器に対して核的制限値を設定する。 [4.1-設 7] ウラン溶液を取り扱う設備・機器に対して全濃度で未臨界とする。</p>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

表イ設-12 堰（洗浄槽） 仕様表（2/2）

技術基準に基づく設計（注）	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [6.1-設6] 警報設備の制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。 {48}堰（洗浄槽）第1類 部材： <input type="text"/> アンカーボルト： <input type="text"/> <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設28] 漏えい拡大防止用の堰（堰漏水検知警報設備付き）を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-設4] 堰には漏水検知器を設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力（1G程度）に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図イ配-1、図イ系-3、図イ設-12、図イ制-51、図イ制配-2	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。  
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
 [ ] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表イ設-13 洗浄槽 仕様表 (1/3)

事業許可との対応	許可番号 (日付) 設備・機器名称	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付) {50} 洗浄設備 洗浄槽 {51} 洗浄設備 洗浄槽液位高インターロック
設置場所		(1) 工場棟 転換工場 転換加工室 (2) 工場棟 転換工場 転換加工室 (3) 工場棟 転換工場 転換加工室 (4) 工場棟 転換工場 転換加工室 (5) 工場棟 転換工場 転換加工室 (6) 工場棟 転換工場 転換加工室 (7) 工場棟 転換工場 転換加工室 (8) 工場棟 転換工場 転換加工室
機器名		洗浄設備 洗浄槽 (1) 洗浄槽 (1)-A (2) 洗浄槽 (1)-B (3) 洗浄槽 (1)-C (4) 洗浄槽 (1)-D (5) 洗浄槽 (2)-A (6) 洗浄槽 (2)-B (7) 洗浄槽 (2)-C (8) 洗浄槽 (2)-D
変更内容		(1) 改造 ・ 接続機器の改造に伴い、配管系統を改造する。 ・ 閉じ込め性強化のため、インターロック機構の検出端・作動端を改造する。(※1) (2) 改造 ・ 接続機器の改造に伴い、配管系統を改造する。 ・ 閉じ込め性強化のため、インターロック機構の検出端・作動端を改造する。(※1) (3) 改造 ・ 接続機器の改造に伴い、配管系統を改造する。 ・ 閉じ込め性強化のため、インターロック機構の検出端・作動端を改造する。(※1) (4) 改造 ・ 接続機器の改造に伴い、配管系統を改造する。 ・ 閉じ込め性強化のため、インターロック機構の検出端・作動端を改造する。(※1) ・ ポンプにオイルパンを設置する。 ・ ポンプ、エアチャンバに核的制限値を設定する。 (5) 改造 ・ 接続機器の改造に伴い、配管系統を改造する。 ・ 閉じ込め性強化のため、インターロック機構の検出端・作動端を改造する。(※1) (6) 改造 ・ 接続機器の改造に伴い、配管系統を改造する。 ・ 閉じ込め性強化のため、インターロック機構の検出端・作動端を改造する。(※1) (7) 改造 ・ 接続機器の改造に伴い、配管系統を改造する。 ・ 閉じ込め性強化のため、インターロック機構の検出端・作動端を改造する。(※1) (8) 改造 ・ 接続機器の改造に伴い、配管系統を改造する。 ・ ポンプを更新する。 ・ 閉じ込め性強化のため、インターロック機構の検出端・作動端を改造する。(※1) ・ ポンプにオイルパンを設置する。 ・ ポンプに核的制限値を設定する。 ※1: 液位高インターロックを新設する。

表イ設-13 洗浄槽 仕様表 (2/3)

員数	8基 (1) 1基 (2) 1基 (3) 1基 (4) 1基 (5) 1基 (6) 1基 (7) 1基 (8) 1基	
一般仕様	型式	円筒縦型
	主要な構造材	別表イ設-13
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/> (3) <input type="text"/> (4) <input type="text"/> (5) <input type="text"/> (6) <input type="text"/> (7) <input type="text"/> (8) <input type="text"/>
	その他の構成機器	ADU スラリ配管系統 (ポンプ含む)、水配管系統、エアチャンバ、液位計
	その他の性能	有効容積: 約 <input type="text"/>
取扱う核燃料物質の状態	ADU スラリ、UO <sub>2</sub> (NO <sub>3</sub> ) <sub>2</sub> 溶液	
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	{50} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 (洗浄槽) 濃縮度 5%以下 直径 26.3cm 以下 (エアチャンバ) ※1系のみ 濃縮度 5%以下 直径 26.3cm 以下 (洗浄スラリポンプ) 濃縮度 5%以下 容 積 30.3L 以下 [4.1-設5] 使用温度に対して核的制限値 (形状寸法) を維持する材料を使用する。 [4.1-設7] ウラン溶液を取り扱う設備・機器に対して全濃度で未臨界とする。 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する。 (図臨配-2、図臨転-9、図臨転-109) [3.2-建1(4次)] 臨界隔離壁(第2核燃料倉庫領域)よりも高い位置に設置するユニットは、第2核燃料倉庫領域のユニットとの距離を必要離隔距離以上離れた配置に制限する (洗浄槽(1)(2)-Dを除く)。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。インターロック (液位計) は耐震強度を有する十分な支持特性を有する設備に設置する。
地震による損傷の防止	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する (配管系を含む)。 [6.1-設3] インターロックの制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。
		{50} 洗浄槽(1) 第1類 洗浄槽(1)A~D部材: <input type="text"/> 洗浄槽(1)A~D取付ボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> 洗浄槽(1)A~C架台部材: <input type="text"/> 洗浄槽(1)A~C架台取付ボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> {50} 洗浄槽(2) 第1類 洗浄槽(2)A~D部材: <input type="text"/> 洗浄槽(2)A~D取付ボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> 洗浄槽(2)A~C架台部材: <input type="text"/> 洗浄槽(2)A~C架台取付ボルト: <input type="text"/> <input type="text"/>

表イ設-13 洗浄槽 仕様表 (3/3)

技術基準に基づく設計(注)	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [10.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設21] オーバーフローを防止するため、{51} 洗浄槽液位高インターロックを設置する。 [10.1-設21] オーバーフローを防止するため、{56} ろ液分離槽液位高インターロックを設置する。 [10.1-設21] オーバーフローを防止するため、{68} 洗浄液受槽液位高インターロックを設置する。 [10.1-設28] 漏えい拡大防止用の堰（堰漏水検知警報設備付き）を設置する。 [10.1-設38] 液体ウランの逆流を防止するため、逆止弁を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。インターロック（液位計）は不燃性材料を使用する。 [11.3-設4] オイルパンを設置する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(160mm)より高くする。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-設4] 堰には漏水検知器を設置する。 [18.2-設10] オーバーフローを防止するため、{51} 洗浄槽液位高インターロックを設置する。 [18.2-設10] オーバーフローを防止するため、{56} ろ液分離槽液位高インターロックを設置する。 [18.2-設10] オーバーフローを防止するため、{68} 洗浄液受槽液位高インターロックを設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図イ配-1、図イ系-3、図イ設-13、図イ設-7、図イ制-7、図イ制配-2	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。  
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
 [ ] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表イ設-14 洗浄ろ液分離槽 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{52} 洗浄設備 洗浄ろ液分離槽 {53} 洗浄設備 洗浄ろ液分離槽液位高インターロック
設置場所		(1) 工場棟 転換工場 転換加工室 (2) 工場棟 転換工場 転換加工室
機器名		洗浄設備 洗浄ろ液分離槽 (1) 洗浄ろ液分離槽(1) (2) 洗浄ろ液分離槽(2)
変更内容		(1) 改造 ・ 接続機器の改造に伴い、配管系統を改造する。 ・ 閉じ込め性強化のため、インターロック機構の検出端・作動端を改造する。(※1) ・ ポンプに核的制限値を設定する。 (2) 改造 ・ 接続機器の改造に伴い、配管系統を改造する。 ・ 閉じ込め性強化のため、インターロック機構の検出端・作動端を改造する。(※1) ・ ポンプに核的制限値を設定する。 ※1：液位高インターロックを新設する。
員数		2 基 (1) 1 基 (2) 1 基
一般仕様	型式	円筒縦型
	主要な構造材	別表イ設-14
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	洗浄ろ液配管系統 (ポンプ含む)、液位計
	その他の性能	有効容積: 約 <input type="text"/> L
取扱う核燃料物質の状態		ADU スラリ、UO <sub>2</sub> (NO <sub>3</sub> ) <sub>2</sub> 溶液
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{52} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 (洗浄ろ液分離槽) 濃縮度 5%以下 直径 26.3cm 以下 (洗浄ろ液ポンプ) 濃縮度 5%以下 容 積 30.3L 以下 [4.1-設 5] 使用温度に対して核的制限値 (形状寸法) を維持する材料を使用する。 [4.1-設 7] ウラン溶液を取り扱う設備・機器は全濃度で未臨界とする。 [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する。 (図臨配-2、図臨転-10、図臨転-109)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。インターロック (液位計) は耐震強度を有する十分な支持特性を有する設備に設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する (配管系を含む)。 [6.1-設 3] インターロックの制御部は耐震重要度分類第 3 類に分類する。 {52} 洗浄ろ液分離槽(1) 第 1 類 洗浄ろ液分離槽(1) 部材: - (高剛性のためボルト評価で代表) 洗浄ろ液分離槽(1) 取付ボルト: <input type="text"/> 、 <input type="text"/> 洗浄ろ液分離槽(1) 架台部材: <input type="text"/> 洗浄ろ液分離槽(1) 架台アンカーボルト: <input type="text"/> 、 <input type="text"/> {52} 洗浄ろ液分離槽(2) 第 1 類 洗浄ろ液分離槽(2) 部材: - (高剛性のためボルト評価で代表) 洗浄ろ液分離槽(2) 取付ボルト: <input type="text"/> 、 <input type="text"/> 洗浄ろ液分離槽(2) 架台部材: <input type="text"/> 洗浄ろ液分離槽(2) 架台アンカーボルト: <input type="text"/> 、 <input type="text"/>

表イ設-14 洗浄ろ液分離槽 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設 1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [10.1-設 8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設 21] オーバーフローを防止するため、{53} 洗浄ろ液分離槽液位高インターロックを設置する。 [10.1-設 21] オーバーフローを防止するため、{56} ろ液分離槽液位高インターロックを設置する。 [10.1-設 28] 漏えい拡大防止用の堰（堰漏水検知警報設備付き）を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。インターロック（液位計）は不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位(160mm)より高くする。 [12.1-設 3] ポンプはウランが存在する部位への溢水の浸入がないケーシング構造とする。 [12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-設 4] 堰には漏水検知器を設置する。 [18.2-設 10] オーバーフローを防止するため、{53} 洗浄ろ液分離槽液位高インターロックを設置する。 [18.2-設 10] オーバーフローを防止するため、{56} ろ液分離槽液位高インターロックを設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設 1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図イ配-1、図イ系-3、図イ設-14、図イ制-8、図イ制配-2	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。  
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
 [ ] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表イ設-15 遠心分離機(固液分離用) 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{54} 固液分離設備 遠心分離機(固液分離用)
設置場所		(1) 工場棟 転換工場 転換加工室 (2) 工場棟 転換工場 転換加工室
機器名		固液分離設備 遠心分離機(固液分離用) (1) 遠心分離機(固液分離用)(1) (2) 遠心分離機(固液分離用)(2)
変更内容		(1) 改造 ・ 接続機器の改造に伴い、配管系統を改造する。 ・ シュート部を撤去し、更新する。 ・ 遠心分離機及びポンプにオイルパン及び遮熱板を設置する。 (2) 改造 ・ 接続機器の改造に伴い、配管系統を改造する。 ・ 遠心分離機及びポンプにオイルパン及び遮熱板を設置する。
員数		2基 (1) 1基 (2) 1基
一般仕様	型式	デカンタ型遠心沈降式
	主要な構造材	別表イ設-15
	寸法(単位:mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	ADU ケーキ配管系統(ポンプ含む)、ろ液配管系統、水配管系統(逆止弁含む)
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	ADU スラリ、ADU ケーキ、UO <sub>2</sub> (NO <sub>3</sub> ) <sub>2</sub> 溶液
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	{54} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 ボウル 内径 36.0cm 以下、長さ 56.5cm 以下、厚み 1.0cm 以上 固形物側ケーシング 厚み 11.5cm 以下、幅 62.0cm 以下、長さ 200.0cm 以下 清澄液側ケーシング 厚み 14.5cm 以下、幅 62.0cm 以下、長さ 140.0cm 以下 堰高さ 5.0cm 以下 ボロン入りステンレス ボロン含有率 1%以上、厚み 0.4cm 以上、幅 40.0cm 以上、長さ 70.0cm 以上 [4.1-設5] 使用温度に対して核的制限値(形状寸法)を維持する材料を使用する。 [4.1-設8] スチールベルト上でのADU形状寸法制限値逸脱防止のために、{74}乾燥機ベルト駆動停止インターロック(乾燥機ベルト駆動停止)を設置する。 [4.1-設8] スチールベルト上でのADU形状寸法制限値逸脱防止のために、{75}乾燥機ADU厚み異常インターロック(ADU厚み異常)を設置する。 [4.1-設8] スチールベルト上でのADU形状寸法制限値逸脱防止のために、{77}乾燥機運転制御機構インターロック(乾燥機運転制御機構)を設置する。 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する。 (図臨配-2、図臨転-11)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。




表イ設-15 遠心分離機(固液分離用) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する(配管系を含む)。 [54] 遠心分離機(固液分離用)※1 第1類 遠心分離機(固液分離用)(1)支持脚部材: - (高剛性のためボルト評価で代表) 遠心分離機(固液分離用)(1)支持脚取付ボルト: [ ] [ ] 遠心分離機(固液分離用)(2)支持脚部材: - (高剛性のためボルト評価で代表) 遠心分離機(固液分離用)(2)支持脚取付ボルト: [ ] [ ] [ ] 遠心分離機(固液分離用)(1)(2)架台部材: [ ] [ ] 遠心分離機(固液分離用)(1)(2)架台アンカーボルト: [ ] [ ] ※1: 耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。
	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	-
	人の不法な侵入等の防止	-
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [10.1-設7] 液体ウランの逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は液体ウランの液面に接触しない構造とする。 [10.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設28] 漏えい拡大防止用の堰(堰漏水検知警報設備付き)を設置する。 [10.1-設38] 液体ウランの逆流を防止するため、逆止弁を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。 [11.3-設4] オイルパン及び遮熱板を設置する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(160mm)より高くする。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	-
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	-
	搬送設備	-
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	警報設備等	[18.1-設4] 堰には漏水検知器を設置する。 [18.2-設22] 核的制限値(形状寸法)逸脱を防止するため、{74}乾燥機ベルト駆動停止インターロックを設置する。 [18.2-設22] 核的制限値(形状寸法)逸脱を防止するため、{75}乾燥機ADU厚み異常インターロックを設置する。 [18.2-設22] 核的制限値(形状寸法)逸脱を防止するため、{77}乾燥機運転制御機構インターロックを設置する。
	放射線管理施設	-
	廃棄施設	-
	核燃料物質等による汚染の防止	-
	遮蔽	-
	換気設備	-
	非常用電源設備	-
	通信連絡設備	-
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図イ配-1、図イ系-4、図イ設-15	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。  
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
 [ ] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表イ設-16 ろ液分離槽 仕様表 (1/3)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{55} 固液分離設備 ろ液分離槽 {56} 固液分離設備 ろ液分離槽液位高インターロック
設置場所		(1) 工場棟 転換工場 転換加工室 (2) 工場棟 転換工場 転換加工室 (3) 工場棟 転換工場 転換加工室 (4) 工場棟 転換工場 転換加工室
機器名		固液分離設備 ろ液分離槽 (1) ろ液分離槽(1)-A (2) ろ液分離槽(1)-B (3) ろ液分離槽(2)-A (4) ろ液分離槽(2)-B
変更内容		(1) 改造 ・ 接続機器の改造に伴い、配管系統を改造する。 ・ 閉じ込め性強化のため、インターロック機構の検出端・作動端を改造する。(※1) ・ ポンプに核的制限値を設定する。 (2) 改造 ・ 接続機器の改造に伴い、配管系統を改造する。 ・ 閉じ込め性強化のため、インターロック機構の検出端・作動端を改造する。(※1) (3) 改造 ・ 接続機器の改造に伴い、配管系統を改造する。 ・ 閉じ込め性強化のため、インターロック機構の検出端・作動端を改造する。(※1) ・ ポンプに核的制限値を設定する。 (4) 改造 ・ 接続機器の改造に伴い、配管系統を改造する。 ・ 閉じ込め性強化のため、インターロック機構の検出端・作動端を改造する。(※1) ※1: 液位高インターロックを新設する。
員数		4 基 (1) 1 基 (2) 1 基 (3) 1 基 (4) 1 基
一般仕様	型式	円筒縦型
	主要な構造材	別表イ設-16
	寸法(単位:mm)	(1)  (2) (3) (4)
	その他の構成機器	ろ液配管系統(ポンプ含む)、液位計
	その他の性能	有効容積: 約 <input type="text"/>
	取扱う核燃料物質の状態	ADU スラリ、UO <sub>2</sub> (NO <sub>3</sub> ) <sub>2</sub> 溶液
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	{55} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 (ろ液分離槽) 濃縮度 5%以下 直径 26.3cm 以下 (ろ液ポンプ) 濃縮度 5%以下 容積 30.3L 以下 [4.1-設5] 使用温度に対して核的制限値(形状寸法)を維持する材料を使用する。 [4.1-設7] ウラン溶液を取り扱う設備・機器は全濃度で未臨界とする。 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する。 (図臨配-2、図臨転-12、図臨転-109)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。インターロック(液位計)は耐震強度を有する十分な支持特性を有する設備に設置する。

表イ設-16 ろ液分離槽 仕様表 (2/3)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する(配管系を含む)。 [6.1-設3] インターロックの制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。 {55}ろ液分離槽 第1類 ろ液分離槽(1)-A, (1)-B, (2)-A, (2)-B 部材: <input type="checkbox"/> ろ液分離槽(1)-A, (1)-B, (2)-A, (2)-B 取付ボルト: <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ろ液分離槽(1)-A, (1)-B, (2)-A, (2)-B 架台部材: <input type="checkbox"/> ろ液分離槽(1)-A, (1)-B, (2)-A, (2)-B 架台アンカーボルト: <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [10.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設21] オーバーフローを防止するため、{56}ろ液分離槽液位高インターロックを設置する。 [10.1-設21] オーバーフローを防止するため、{63}清澄液貯槽液位高インターロックを設置する。 [10.1-設21] オーバーフローを防止するため、{61}濃縮液受槽液位高インターロックを設置する。 [10.1-設28] 漏えい拡大防止用の堰(堰漏水検知警報設備付き)を設置する。 [10.1-設32] 仕上げる過機からのウラン漏えい防止のため、{59}仕上げる過機異常インターロックを設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。インターロック(液位計)は不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(160mm)より高くする。 [12.1-設3] ポンプはウランが存在する部位への溢水の浸入がないケーシング構造とする。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-設4] 堰には漏水検知器を設置する。 [18.2-設10] オーバーフローを防止するため、{56}ろ液分離槽液位高インターロックを設置する。 [18.2-設10] オーバーフローを防止するため、{61}濃縮液受槽液位高インターロックを設置する。 [18.2-設10] オーバーフローを防止するため、{63}清澄液貯槽液位高インターロックを設置する。 [18.2-設28] 仕上げる過機からのウラン漏えい防止のため、{59}仕上げる過機異常インターロックを設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	

表イ設-16 ろ液分離槽 仕様表 (3/3)

<p>その他事業許可で求める仕様</p>	<p>[99-設 1] Sクラスに属する施設に求められる地震力 (1G 程度) に対して十分な強度を有するよう、第 1 類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲となる設計とする。                  [99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。</p>
<p>添付図</p>	<p>図イ配-1、図イ系-4、図イ設-16、図イ制-9、図イ制配-1</p>

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条～第 39 条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
 [ ] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。  
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

表イ設-17 仕上げる過機 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{57} 固液分離設備 仕上げる過機 {59} 固液分離設備 仕上げる過機異常インターロック
設置場所		(1) 工場棟 転換工場 転換加工室 (2) 工場棟 転換工場 転換加工室
機器名		固液分離設備 仕上げる過機 (1) 仕上げる過機 (1) (2) 仕上げる過機 (2)
変更内容		(1) 改造 ・ 接続機器の改造に伴い、配管系統を改造する。 ・ オイルパン及び遮熱板を設置する。 ・ 閉じ込め性強化のため、インターロック機構の検出端・作動端を改造する。(*1) (2) 改造 ・ 接続機器の改造に伴い、配管系統を改造する。 ・ オイルパン及び遮熱板を設置する。 ・ 閉じ込め性強化のため、インターロック機構の検出端・作動端を改造する。(*1) *1: 固液分離異常検知インターロックを新設する。
員数		2 基 (1) 1 基 (2) 1 基
一般仕様	型式	分離板型遠心沈降式
	主要な構造材	別表イ設-17
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	濃縮液配管系統、清澄液配管系統、水配管系統 (逆止弁含む)、回転計
	その他の性能	仕上げる過機遠心力: 約 <input type="text"/> G
	取扱う核燃料物質の状態	ADU スラリ、UO <sub>2</sub> (NO <sub>3</sub> ) <sub>2</sub> 溶液
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{57} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 容 積 30.3L 以下 [4.1-設 2] ウランが流入する恐れがある設備・機器に対して核的制限値を設定する。 [4.1-設 5] 使用温度に対して核的制限値 (形状寸法) を維持する材料を使用する。 [4.1-設 7] ウラン溶液を取り扱う設備・機器に対して全濃度で未臨界とする。 [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する。 (図臨配-2、図臨転-13)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。インターロック (回転計) は耐震強度を有する十分な支持特性を有する設備に設置する。

表イ設-17 仕上げる過機 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する(配管系を含む)。 [6.1-設3] インターロックの制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。 {57}仕上げる過機 第1類 仕上げる過機(1)(2)部材: — (高剛性のためボルト評価で代表) 仕上げる過機(1)(2)取付ボルト: [ ] [ ] 仕上げる過機(1)架台部材: [ ] [ ] 仕上げる過機(1)架台アンカーボルト: [ ] [ ] 仕上げる過機(2)架台部材: [ ] [ ] 仕上げる過機(2)架台アンカーボルト: [ ] [ ]
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [10.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設28] 漏えい拡大防止用の堰(堰漏水検知警報設備付き)を設置する。 [10.1-設32] 仕上げる過機からのウラン漏えい防止のため、{59}仕上げる過機異常インターロックを設置する。 [10.1-設38] 液体ウランの逆流を防止するため、逆止弁を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。インターロック(回転計)は不燃性材料を使用する。 [11.3-設4] オイルパン及び遮熱板を設置する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(160mm)より高くする。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-設4] 堰には漏水検知器を設置する。 [18.2-設28] 仕上げる過機からのウラン漏えい防止のため、{59}仕上げる過機異常インターロックを設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図イ配-1、図イ系-4、図イ設-17、図イ制-10、図イ制配-1	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。  
凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
[ ] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表イ設-18 ろ過器(転換工程) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付) 設備・機器名称	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付) {58} 固液分離設備 ろ過器
設置場所		(1) 工場棟 転換工場 転換加工室 (2) 工場棟 転換工場 転換加工室 (3) 工場棟 転換工場 転換加工室 (4) 工場棟 転換工場 転換加工室
機器名		固液分離設備 ろ過器(転換工程) (1) ろ過器(転換工程)(1)-A (2) ろ過器(転換工程)(1)-B (3) ろ過器(転換工程)(2)-A (4) ろ過器(転換工程)(2)-B
変更内容		(1) 改造 ・ ろ過器のサイズを変更する。 (2) 改造 ・ ろ過器のサイズを変更する。 (3) 改造 ・ ろ過器のサイズを変更する。 (4) 改造 ・ ろ過器のサイズを変更する。
員数		4 基 (1) 1 基 (2) 1 基 (3) 1 基 (4) 1 基
一般仕様	型式	カートリッジフィルタ式
	主要な構造材	別表イ設-18
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/> (3) <input type="text"/> (4) <input type="text"/>
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	ADU スラリ、UO <sub>2</sub> (NO <sub>3</sub> ) <sub>2</sub> 溶液
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{58} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 直 径 26.3cm 以下 [4.1-設 2] ウランが流入する恐れがある設備・機器に対して核的制限値を設定する。 [4.1-設 5] 使用温度に対して核的制限値 (形状寸法) を維持する材料を使用する。 [4.1-設 7] ウラン溶液を取り扱う設備・機器に対して全濃度で未臨界とする。 [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する。 (図臨配-2、図臨転-14)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 耐震強度を有する十分な支持特性を有する設備に設置する。

表イ設-18 ろ過器(転換工程) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] ろ過器(転換工程)に接続する配管は地震力に耐える強度を有する部材を使用する。 {58}ろ過器(転換工程)※1 第1類 ※1:配管の一部(質点)として評価
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [10.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設23] ウラン捕集用フィルタ(繊維フィルタ)を設置する。 [10.1-設28] 漏えい拡大防止用の堰(堰漏水検知警報設備付き)を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(160mm)より高くする。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-設4] 堰には漏水検知器を設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるよう固定する。	
添付図	図イ配-1、図イ系-4、図イ設-18	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。  
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
 [ ] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。



表イ設-19 濃縮液受槽 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{60} 固液分離設備 濃縮液受槽 {61} 固液分離設備 濃縮液受槽液位高インターロック
設置場所		(1) 工場棟 転換工場 転換加工室 (2) 工場棟 転換工場 転換加工室
機器名		固液分離設備 濃縮液受槽 (1) 濃縮液受槽(1) (2) 濃縮液受槽(2)
変更内容		(1) 改造 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 接続機器の改造に伴い、配管系統を改造する。</li> <li>・ ポンプを更新する。</li> <li>・ 閉じ込め性強化のため、インターロック機構の検出端・作動端を改造する。(※1)</li> <li>・ ポンプにオイルパン及び遮熱板を設置する。</li> <li>・ ポンプに核的制限値を設定する。</li> </ul> (2) 改造 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐震補強のため部材の追加及び据付部を改造する。</li> <li>・ 接続機器の改造に伴い、配管系統を改造する。</li> <li>・ ポンプを更新する。</li> <li>・ 閉じ込め性強化のため、インターロック機構の検出端・作動端を改造する。(※1)</li> <li>・ ポンプにオイルパン及び遮熱板を設置する。</li> <li>・ ポンプに核的制限値を設定する。</li> </ul> ※1：液位高インターロックを新設する。
員数		2 基 (1) 1 基 (2) 1 基
一般仕様	型式	円筒縦型
	主要な構造材	別表イ設-19
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	濃縮液配管系統(ポンプ含む)、液位計
	その他の性能	有効容積: 約 <input type="text"/> L
	取扱う核燃料物質の状態	ADU スラリ、UO <sub>2</sub> (NO <sub>3</sub> ) <sub>2</sub> 溶液
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{60} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 (濃縮液受槽) 濃縮度 5%以下 直径 26.3cm 以下 (濃縮液ポンプ) 濃縮度 5%以下 容 積 30.3L 以下 [4.1-設 5] 使用温度に対して核的制限値 (形状寸法) を維持する材料を使用する。 [4.1-設 7] ウラン溶液を取り扱う設備・機器に対して全濃度で未臨界とする。 [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する。 (図臨配-2、図臨転-15、図臨転-109)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。インターロック (液位計) は耐震強度を有する十分な支持特性を有する設備に設置する。

表イ設-19 濃縮液受槽 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する(配管系を含む)。 [6.1-設3] インターロックの制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。 {60}濃縮液受槽 第1類 濃縮液受槽(1)(2)部材: [ ] 濃縮液受槽(1)(2)取付ボルト: [ ]、[ ] 濃縮液受槽(1)架台部材: [ ] 濃縮液受槽(1)架台アンカーボルト: [ ]、[ ] 濃縮液受槽(2)架台部材: [ ] 濃縮液受槽(2)架台アンカーボルト: [ ]、[ ]
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [10.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設21] オーバーフローを防止するため、{46}熟成槽液位高インターロックを設置する。 [10.1-設21] オーバーフローを防止するため、{61}濃縮液受槽液位高インターロックを設置する。 [10.1-設28] 漏えい拡大防止用の堰(堰漏水検知警報設備付き)を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。インターロック(液位計)は不燃性材料を使用する。 [11.3-設4] オイルパン及び遮熱板を設置する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(160mm)より高くする。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-設4] 堰には漏水検知器を設置する。 [18.2-設10] オーバーフローを防止するため、{46}熟成槽液位高インターロックを設置する。 [18.2-設10] オーバーフローを防止するため、{61}濃縮液受槽液位高インターロックを設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。
	添付図	図イ配-1、図イ系-4、図イ設-19、図イ制-11、図イ制配-1

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。  
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
 [ ] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表イ設-20 清澄液受槽 仕様表 (1/3)

事業許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)	
	設備・機器名称	{62} 固液分離設備 清澄液受槽 {63} 固液分離設備 清澄液受槽液位高インターロック {64} 固液分離設備 清澄液受槽 pH 異常インターロック	
設置場所	(1) 工場棟 転換工場 転換加工室 (2) 工場棟 転換工場 転換加工室 (3) 工場棟 転換工場 転換加工室 (4) 工場棟 転換工場 転換加工室 (5) 工場棟 転換工場 転換加工室 (6) 工場棟 転換工場 転換加工室		
機器名	固液分離設備 清澄液受槽 (1) 清澄液受槽 (1)-A (2) 清澄液受槽 (1)-B (3) 清澄液受槽 (1)-C (4) 清澄液受槽 (2)-A (5) 清澄液受槽 (2)-B (6) 清澄液受槽 (2)-C		
変更内容	(1) 改造 ・ 耐震補強のため部材の追加及び据付部を改造する。 ・ 接続機器の改造に伴い、配管系統を改造する。 ・ 核的制限値を設定する。 (2) 改造 ・ 接続機器の改造に伴い、配管系統を改造する。 ・ 核的制限値を設定する。 ・ 閉じ込め性強化のため、インターロック機構の検出端・作動端を改造する。(*1) (3) 改造 ・ 接続機器の改造に伴い、配管系統を改造する。 ・ 核的制限値を設定する。 (4) 改造 ・ 接続機器の改造に伴い、配管系統を改造する。 ・ 核的制限値を設定する。 ・ 閉じ込め性強化のため、インターロック機構の検出端・作動端を改造する。(*1) (5) 改造 ・ 接続機器の改造に伴い、配管系統を改造する。 ・ 核的制限値を設定する。 (6) 改造 ・ 接続機器の改造に伴い、配管系統を改造する。 ・ 核的制限値を設定する。 *1: 液位高インターロック、pH 異常検知インターロックを新設する。		
員数	6 基 (1) 1 基 (2) 1 基 (3) 1 基 (4) 1 基 (5) 1 基 (6) 1 基		
一般仕様	型式	円筒縦型	
	主要な構造材	別表イ設-20	
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/> (3) <input type="text"/> (4) <input type="text"/> (5) <input type="text"/> (6) <input type="text"/>	
	その他の構成機器	清澄液配管系統 (ポンプ含む)、液位計、pH 計	
	その他の性能	有効容積: 約 <input type="text"/> L	
	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物	

表イ設-20 清澄液受槽 仕様表 (2/3)

技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	{62} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 直径 26.3cm 以下 [4.1-設2] ウランが流入する恐れがある設備・機器に対して核的制限値を設定する。 [4.1-設5] 使用温度に対して核的制限値(形状寸法)を維持する材料を使用する。 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する。 (図臨配-2、図臨転-16)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。インターロック(液位計、pH計)は耐震強度を有する十分な支持特性を有する設備に設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する(配管系を含む)。 [6.1-設3] インターロックの制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。 {62}清澄液受槽 第1類 清澄液受槽(1)-A~(1)-C, (2)-A~(2)-C 部材: <input type="checkbox"/> 清澄液受槽(1)-A~(1)-C, (2)-A~(2)-C 取付ボルト: <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 清澄液受槽(1)-A 架台部材: <input type="checkbox"/> 清澄液受槽(1)-A 架台アンカーボルト: <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 清澄液受槽(1)-B, (1)-C, (2)-A~(2)-C 架台部材: <input type="checkbox"/> 清澄液受槽(1)-B, (1)-C, (2)-A~(2)-C 架台アンカーボルト: <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [10.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設21] オーバーフローを防止するため、{51}洗浄槽液位高インターロックを設置する。 [10.1-設21] オーバーフローを防止するため、{53}洗浄ろ液分離槽液位高インターロックを設置する。 [10.1-設21] オーバーフローを防止するため、{56}ろ液分離槽液位高インターロックを設置する。 [10.1-設21] オーバーフローを防止するため、{63}清澄液貯槽液位高インターロックを設置する。 [10.1-設25] 清澄液受槽から廃液処理設備(1)へのウラン流出防止のため、{64}清澄液受槽 pH 異常インターロックを設置する。 [10.1-設28] 漏えい拡大防止用の堰(堰漏水検知警報設備付き)を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。インターロック(液位計、pH計)は不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(160mm)より高くする。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—